

第七十七回国会
衆議院
地方行政委員会
議 録
第十一号

昭和五十一年五月十四日(金曜日)
午前十時三十分開議

地方行政委員会
調査室長 日原 正雄君

出席委員

委員長 小山 省二君

理事 左藤 恵君

理事 中村 弘海君

理事 山本弥之助君

理事 愛野興一郎君

理事 片岡 清一君

理事 篠田 弘作君

理事 栗山 毅君

理事 山田 ひで君

理事 林 百郎君

理事 小瀬 新次君

出席國務大臣

自治 大臣 福田 一君

出席政府委員

自治政務次官 奥田 敬和君

自治大臣官房審議官 横手 正君

消防庁長官 松浦 功君

消防庁次長 田中 和夫君

委員外の出席者

文部省大学局医学教育課長 齋藤 諒淳君

厚生省医務局指導助成課長 岸本 正裕君

厚生省保険局医療課長 三浦 大助君

通商産業省立地公害局保安課長 広海 正光君

資源エネルギー庁石油部精製課長 山中 正美君

海上保安庁総務部長 鈴木 登君

自治省財政局交付税課長 豊住 章三君

委員の異動

五月十四日

辞任

木村武千代君

島田 安夫君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

補欠選任

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

補欠選任

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

野田 毅君

栗山 ひで君

同日

可を行いたいと思っております。そして、審査事務等を執行するために、これは先ほども申し上げましたように、高度の職員を上手に集めなければなりません。これらの手続に若干時間を要すると思ひます。これらの諸般の準備を含めまして、明年の一月からは業務を開始できるように私どもとしては準備を進めてまいりたいという気持ちであります。

○高島委員 明年の一月から業務開始ができるように進めたい、こういう御見解であります。この協会をつくっても直ちに技術者がふえるわけではない。特に、石油コンビナート等の非常に高度な化学処理をする施設についての検査能力を持った技術者というのはきわめて数限られておられるわけでありまして、協会ができたから技術者がふえるというものではないと思ひます。私の手元にあります参考資料によりますと、これも恐らく消防庁の方で一応構想されたものであると思ひますが「危険物保安技術協会組織・人員及び予算規模」というのが二十九ページにございますが、その内容は、理事長、理事、監事とあります、その下に総務部が十五人程度、総務部は事務屋さんですからきわめて容易に構成できると思ひますが、構造物検査部が二十人程度、非破壊検査一部が二十人程度、非破壊検査二部が二十人程度、トータルで六十人、その中には事務屋さんや補助職員もあるでしょうけれども、少なくとも六十人に及ぶ技術者、これを一体どこからどのようにして集めてくるのかというのを考えてみますと、これはなかなか容易なことじゃないと思ひます。その辺について見通しを持っておられるのかどうかです。

○松浦(功)政府委員 現在石油タンクの問題についてはまだ学術的にも解明されていない部分もあるやに、学者の先生方の御意見を伺うと私も感ずるのでございます。そういうことは言っておれません。全くこのための教育を受けた専門家がおりるわけではございません。したがって、船舶あるいは橋梁、こういった構造物の技術者で基礎的な知識を持っている方であれば、一定の訓練を経ることによって、技術的審査を行う能力は十分できるといふふうに私どもは考えております。できるだけ日本全国の中で、この種の技術者として使える者を各官庁、地方公共団体あるいは民間企業、そういったところから適当な職員を採用してまいりたいと考えております。出発時点においては最低四、五十名の技術者はどうしても必要であると考えております。

なお最近、船舶の検査について非常に実績を持っております財団法人の日本海事協会というものがございまして、その船舶の受注が下降ぎみであることから、そういった職員に少し余力があるというところで、その協会から協力方の申し出もございまして、それらの技術者も活用をあわせて考えてまいりたいと考えております。

具体的には至っておりませんが、先ほど先生から御指摘をいただきました程度の人数の技術者は、発足までに私どもとしては集め得るというふうに考えております。

○高島委員 こういう高度の技術能力を持った職員ですと、それぞれの職場においても相当評価をされておられると思うのです。したがって、そう簡単に、今度協会へ来てくれないかと言っても、本人も動かないし、手放す方も手放せないというようなことになる公算が私は非常に大きいと思ひます。

そこで、この協会の職員については、公務員ではないけれども、公務員としてのたとえば守秘義務とか、贈収賄等についても公務員と同じような規制を受けるとか、いろいろ公務員に準じたような考え方を相当おとりになっているようでありますが、たとえば都道府県、市町村あるいは国などの公務員がこの協会に意向をするといひますか、そういうふうな形で、元の身分は身分としていつでもリターンできるような形でこの協会に意向して、一定期間協会の業務をやりますが自分自身の技術水準も高めてまた戻っていくというふうなことが可能なシステムになるのか。そうでもないかと、職員を集めていくといひてもなかなかそう簡単には私は集まらぬと思ひますが、その辺のお考えはどうですか。

○松浦(功)政府委員 技術者のみならず、経理及び計画を遂行する事務職員についても同じ問題があるわけではございません。恐らく相当消防方面に理解のある人間を事務職員にも送りまじと、協会自身の運営にも難が出てくる。そういう意味で国家公務員または地方公務員、こういったものにつまましては、その身分関係が切れるということ、非常に本人のために勉強にはなるけれども、将来の個人の問題として大問題であるということがあることは、先生御指摘のとおりでございまして、したがって、共済組合等についてやっております方式、すなわち休職にしてそちらに向ける、そこで働いている間は年金の期間にも入るし退職手当期間にも通算をする、そういう制度をこの協会の職員にも適用できるように各省と現在折衝中でございまして、消防庁といたしましては、ぜひその方法を確立をいたしたいということで努力をいたします。

○高島委員 いまのお考えについては、ぜひそのような措置をとられることが望ましいと思ひますので、速やかにまとめられることを希望いたしておきます。

次に、この協会の運営については、やはり具体的に金が入ってこないことには運営がつかぬ、こういうことになると思ひますが、一応このにも、参考資料にいただいた中には、何かいまして、検査の委託料というものが、タンクの大きさにもよるが、一万キロリットルのタンクで百万円程度になるというものが十九ページに、私どもの資料ではございまして、これはまあ一般に行われているところを参考までに掲出したもので、この協会がそのように手数料を定めたというものではまだ恐らくない、発足もしてないわけですから、ないと思ひわけでありまして、これだけの職員を抱え、役員を置くとなると、ざっと勘定

をしただけでも、相当の収入がないとこれはやっけないことになる、このように思ひます。そういうものはどの程度お立てになっておりますか。

○松浦(功)政府委員 これは打ち割った話でございまして、協会の運営費、これは検査の費用も含めてですが、そういうものを積算をいたしまして、どの程度の件数の検査があるかということ、逆算で割り出しまして、それを協会の受託料という考え方でありまして、それに市町村の経費を乗せましたものを市町村の手数料、こういう定め方をするつもりでございまして、件数自身に外れがない限り、全く経費の問題については私どもは心配ないというふうに出ておられます。ただ、この協会には政府からの出資もございまして、当初、金は全然ございせんので、損保協会等ともすでに話しておりましたが、二億円ぐらゐを一時借りをいたしまして、入りました受託料からそれを数年間で消却をしていくという方式でこの協会の財政的な基盤を確立をしていく、こういう考え方でございまして。

○高島委員 大分ざっぱな話のように感ずるのですが、これは職員、役員合わせて約百人ですわね。ざっと勘定してみますと約百人の者を置いて、したがって当然、事務所等も相当のスペースも要りまじやうし、検査だって、手ぶらじゃ検査ができないわけでありまして、それ相当の検査器具などももちろん用意しなければならぬでしやうし、やはりこれだけのことをやるには、国からもある程度の援助もあつてもしかるべきじゃないかと私は思ひます。

さらに、何か、かかった費用は後で頭割りで市町村や何かに割りつけるんだというんでは、一体幾らの検査委託料を出していいのかわからぬというところになってしまふ可能性もあるわけですよ。だから、やはり検査は一件当たり幾らでどうなる、そして足りない分については国はどれだけ援助をするとか、都道府県はどれだけ分担するとか、そういうふうなある程度のものを——もちろ

ん発足までに決められるとは思いますが、ある程度までのきつとしたものがなくて、これから十月までに発足させて一月から開始するには、もう少し職員の募集しなければならぬ、こういうことになりまして、何かきわめてあやふやなお話のように承るのですが、もう少し前財務局長らしい自信のある御答弁をお願いしたいのですがね。

○松浦功政府委員　ちよつと発言がラフだったように申しわけございません。かかった経費を件数で割り返してその都度単価を決めるという趣旨で申し上げたものではございません。先生おっしゃられたように、発足してから今年度中にどのぐらいの人員費が要るか、機械の購入費が幾ら要るか、出張旅費が幾ら要るか、そういうことを全部常識的に積算をいたしまして、この程度の件数はあるだろうというその件数で割り直して、それが一件幾らという計算が出てくる、これを手数料としてきちんと定めてしまわなければならない。したがって、私どもとしては積算をする際に、余り小切った形で積算すると単価不足ということが起きますから、そこはゆとりを持って積算をしてそれぞれの手数料の単価を決めます。したがって、検査を所定の件数どおり行う限りは、もう算術的にも逆算でございますから、打ち明けた話と申し上げたのはそういう意味でございます。十分にやっていると、こういう気持ちでおるわけでございます。

○高島委員　これは希望的な意見として申し上げておきますが、こういう協会をつくりますと、とかく役員だけはちゃんとすぐできるわけですね。それでお役所上りの皆さんをちゃんと並べましてしかるべく処遇をお考えになるわけですね。実際の仕事の体制はさっぱりできないものだから、仕事の体制は今度は、たとえば消防庁なり各市町村なりが実際の仕事をやって、手数料だけはそこへ入られて、役員の給与支払い団体化するというおそれがあるものであります。ですから、せっかくつくられる以上は、そういうことが絶対にないよう十分に心して運営をしていただくようお願いいたします。

たしたい、このように希望をいたしておきます。それから、屋外タンクの建設の問題について、特に各コンビナートにおける大型の石油タンクがずいぶん沈下をしているのが多い。中には底から亀裂が入って油が流出して事故になったというケースがあったわけでありまして。

いまの屋外タンクの建設の問題点の一つは、要するに埋立地に非常な重量物を地上につくる、これはもう沈下をするのがあたりまえである。沈下をしないと考えた方がおかしいのであって、そういうものをつくって置いて後で不等沈下をして事故が起きた、大変だというのはいささか技術者としてはお粗末過ぎるのじゃないか、余りにも初歩的なミスではなからうかという感じが私はするのです。たとえば東京都内における高層建築物につきましても、岩盤まで地下を掘り下げて岩盤の上に置か、さもなくばくわい打って支持力をつけるか、あるいは岩盤に達しない場合は地上部分と地下部分とでもってバランスをとって、要するに浮かしておくという形のものをつくるか、そのようなことは地上のすべにつくられた高層建築物においてはきわめて常識的に行われていることなんです。それを地上にあのような油タンクを、しかも相当の重量物のものを沈下しやすいくところにつくって、そして不等沈下で壊れたなどと言っているのは、技術的に考えると全くお粗末千万と私は言わなければならないと思うのです。

そこで、沈下をさせない一つの方法は、地下タンクをつくることである。これは初めから下へ入っておれば油の流出事故もないし、それから、土圧等下から押し上げる力と上からの重量とでバランスをとれるようにしておけば沈下はしないわけでありまして。だから、私は、今後は地下タンク建設というものを相当積極的指導してもいいんじゃないか、このように考えることが一つであります。それからもう一つは、いままでのタンクは、見ておきますと全部鉄でできておりますが、最近の技術開発ではPCなり何なりのコンクリートでつ

くるタンクというものが、アメリカあたりではずいぶん大型のものがすでに実用化されておるといふふう聞いておるのです。地下タンクをコンクリートでつくる、何も鉄でつくるだけが能じゃないと私は思うのですが、そういうふうな技術的な面についての御検討も当然されていいことではなからうか、このように思うのですが、その点について若干技術的になりますが、御見解を承っておきたいと思っております。

○松浦功政府委員　非常に各方面の実情を御承知になった上での御質問のようでまことに恐れ入りますが、日本ではまだ地下タンクはない。諸外国にはもうすでに地下タンクの例が若干はあるようにございます。また、先生御指摘いただきましたように、鉄によらずにコンクリートによるタンクというのもアメリカにはあるようでございまして。また、私どものところにいる話をもち込んでおきます中には、地下とか地上とか言わずに、もう湖の底あたりに大きな鉄の箱を係留して、その中に貯蔵しておいたら一番いいじゃないか、こういうような御意見も参っております。技術の日進月歩の時代でございますので、各般の問題について検討を進めることは当然でございます。ただ、これにつきましましてはよろうと言ってやってみてうまくいかぬということになっては大変でございます。安全性、耐震性、そういう問題について十分検討して、自信が得られる段階になれば、積極的にそういう方法を認めていくという態度で臨んでいくべきだと思います。

ただ、この種の問題については、実験等について非常に膨大な経費を要するものでございます。むしろこの種の技術開発というものはやはり企業自身がある程度お考えをいただくべきものであつて、それらの研究の結果のデータを分析をして消防庁としては右左を決めていくという態度で臨んでいくよりほかに方法が、現在の段階ではないのではありませんかという気がしておりますことをつけ加えておきたいと思致します。

○高島委員　さてそこですが、いまの消防庁長官の御答弁を承っておりますと、業者がそういう技

術開発をやる、そのデータなどももらって安全かどうか検査をするという程度にしかわれわれはできない、こういうことでは結局業者の後追いをしていくにすぎない、こういうふうなことになる。つまり、業者がこうでございましてというデータを出せば、そうかなあで終わってしまうおそれが多分にあるわけですね。そういうことがずつと行われてきたことが、今日あのように野方図にコンビナートがどこかとかいかいものができて、そして事故が起こってみてさあ大変だと言つて後追いをしながらいま抑える。こういうことになってきておると私は思うのです。

そこでたとえばこの協会の収入源ですね、これはもっぱらつくつたタンクの検査料だ、あるいはこれからつくろうとするタンクの手続検査料だ、というだけでは、そういうふうな前向きな研究調査というふうなもの、あるいは安全確認のための、業者が開発する以前にこういうものについてはどうか、こういうふうなことの研究はどうかというふうなことは、この収入ではできないわけですね。この収入は検査手数料ですから、だから、私は別個にやはり国からちゃんとそういう技術開発なら技術開発のための調査研究の費用を出して、そうして業者がどのようなものかを考えてきて、それを受けてちゃんと適否を判断できるようなものと高度の、業者以上の能力を持った協会というものを、せつかくこういうものをおつくりになるのでしたら、もう一つ高次元のものにまで育てていただくことができないか、このように思うのです。いかがですか。

○松浦功政府委員　これも私の言葉足らずで申しわけございませんでしたが、学問的に、こういうものが理論的に可能であるかどうかというふうなことではございまして、私どもはいろいろな学者先生にお集まりをいたしまして、タンクの問題について基本的な研究している機関もございまして、この種の問題の研究も大いに学問的には進めていただきたいと思います。

ただ、理論的にでき上がったものをこの機

関で、あるいは消防庁で実際に実物をつくつてみてどうかというようなことは、これは私どもの方にはなかなかできかねるので、これは業界の方だという趣旨で申し上げたのでございます。先生のせっかくの御指摘もございまして、国とあるいは企業とが出合つてこういう新しい開発をするという一つの方法だと思ひますし、またこの協会を發展的に、法律の若干改正をいたしました上で、それぞれの収入源を見つけた上で、この種の検討を進めるという時期に来ることも私は考えていいのではないかと、これを現在では考えております。

ただ、すぐこの場で、ここでそういうものを入れるとか入れないとかということになりますと、いましばらく時間をかしていただきたいという結論を申し上げざるを得ないのではないかと、こう考えております。

○高島委員 業者が一つのプランを持ってきて、それからこの協会が全然いままでとタイプの違つたものを持つてきた場合に、あわてて検査をどうしたらいいだろうというように考えておるようでは、結局業者ベースにはまつてしまふと思ふのです。だから、学者先生の研究も大いに結構ですが、学者先生の研究というのはときに実態、実情と遊離したもので非常に多いわけです。だから、その辺を責任を持って研究をしながら、業者がどのようなことを考えてきてもちゃんとそれを指導して出られるだけの高レベルのものをぜひ消防庁の熱意をもって育てていただきたいと、これを希望をいたしておきます。

○小山委員長 山田芳治君

○山田(芳)委員 前回からの引き継ぎでありますので、ひとつ確認をいたしておきたいと思うのでありますが、前々国会の昭和五十六年六月十三日に、わが党の岩垂議員がいわゆるコンビナート防災法の質疑の中で、幾ら日本の中における石油コンビナート等の災害に対する防災上の規制を強化

しても、横須賀や横浜や鶴見あるいは沖縄や佐世保のアメリカ軍の油を貯蔵している貯油施設があるわけでありまして、それに対しては日米安保条約に基づく地位協定はあつたとしても、このコンビナート法の趣旨が生かせるように日米合同委員会などの場所を通じてアメリカに要求することを求めるとともに、立入検査などについても治外法権だと言つて放置するわけにはいかぬのではないかと、このことをたゞしたのであります。それに答へられて政府委員は、御指摘のように、完全にそういった地域についてのアメリカ軍の施設について安全を確保するためには、米軍の施設についてもそうした防災の万全を期さなければならぬから、地位協定の関係もあるけれども、外務省と折衝して、あるいはまた防衛施設庁との点について十分連絡をして、万全の措置をとるよう努力をいたしたいということに答へをされております。したがひまして、もう一年たつわけでありまして、まさに油を貯蔵する施設についての消防法の改正というものは、この前のコンビナート法の中から出てきた問題であり、それに対して迅速に対処をされたということは高く評価するけれども、答へをされたことについては、昨日消防庁の方から来ていただいたけれども、まだやっていないような感じでありましたけれども、やっておられるんならやつておられた経緯とその結果について御答へをいただきたい。

○松浦(功)政府委員 ただいまの御質問でございしますが、この点については私もコンビナート法の施行との関連もございまして、特に横浜飛鳥田市長からの照会状等も自治省に参つておりますので、外務省、防衛庁を通じて米軍当局と何回かこちらの趣旨を伝えて折衝していただいておりますが、現在の日米協定のものでは米軍施設、区域につきましても、地位協定によつて米軍が施設、区域の管理を行う権限を持つておるわけでございます。米軍当局の同意がない限り施設、区域の立ち入りはできないというたてまえてござい

米軍当局は、日本の趣旨はよくわかるけれども、立入検査というやうな手段によらなくても、当方の責任において日本国民に迷惑をかけないやうに努力をするということ、実質的には同意が得られないというのが現在の事情でございまして、これまでの結果、米軍施設に對します視察あるいは施設に関する情報聴取等にはいつでも必ずやるけれども、いわゆる立入検査には同意できないというのが米軍側の態度でございまして、そこまでするまいと、日米地位協定がある以上、それ以上の深押しはできないというのが実態でございまして、私も私としては、先ほど申し上げましたように、必要があれば消防職員の実態視察——立入検査というところが立ちますが、視察すれば余り変わらぬと思つてございしますが、視察あるいはそこへ参りましてどういふ設備になつてゐる、どういふふうになつてゐるかというものの事情聴取、これには米軍側も必ずと言っておるわけでございます。そして、そういう手段を通じてたゞいま先

生御指摘のように、万遺漏のないようにこの地域の防災を考えていくということにしたいと存じております。

○山田(芳)委員 この問題は後で大臣が来られたらもう一遍、ひとつ確認をする意味でやはり努力をしていただかないといかぬのではないかと、幾ら日本側が努力をしていかなばなぬものをつくつたとしても、そういう日本の国内にアメリカの危険なものであるということによつて抜けてくるというところではいかぬので、これはひとつ國務大臣として大臣の意見を後で聞くということで、一応この点はこの程度にとどめます。ただ、努力をするということをちゃんと政務次官がお約束をしたことですから、そういうことはわかつていたのであります。それから、そういうお話だったからお伺いしたのです。

それでは次に、これと関連をして、自衛隊に非常におの施設の施設がございまして、これは同様の取り扱いをされまつかうですか。

すから、全く他の施設と同じという考え方を取り扱つてまいりたいと思つております。

○山田(芳)委員 実はずう防衛施設庁を呼んでおけばよかったのでありますが、京都の宇治の補給処等においては、どうも爆弾があるということが大體推定をされたのでありますけれども、自衛隊に立入調査を認めてもらえない、それは防衛上の秘密ということがあつて、したがつて、爆弾貯蔵庫だと松浦長官御承知のように基地交付金がもたらえるわけですね。ところがそれに当たらないという。なぜかという、立入調査をさせないわけですよ。そういう事実がございまして、果たして油の問題についても立入調査ができるのかどうか、私は非常に不安に感じてゐる。宇治の場合にも、どうも爆弾、火薬類が貯蔵されておるといふことは大體見当がついてゐるんだけれども、自衛隊ではそれははっきりさせない、立入調査は認めない、そういうことが現実にあるわけですよ。

火薬類については届け出の義務があるので、届け出てきて後からこれはたしか昨年だと思ひますが、昨年やつと火薬が貯蔵されてゐるということ、自衛隊みづからが認めたので、特別交付税の枠の中で交付金はもらえなかつたけれども、何とか処置をしてもらつたという例があるわけですね。油を貯蔵するタンクの場合も、屋外だと見えますからわかりませんが、地下だつたらこれは立入調査をしなければならぬんですが、この点について防衛施設庁なり防衛庁との間においての話し合ひはできておるかどうか、その点のきちつとした整理ができておるかどうか、ひとつお伺いをしておきます。

○松浦(功)政府委員 屋外の貯蔵タンクの問題については、先生がおっしゃられるように、まず問題なく私どもの方に一切の実情はわかつてゐるというふうにお聞き上げて差し支えないと思ひます。仮に国内法が適用がある自衛隊で、危険物があるのになんと言つておいた場合にどうなるかということをお考えたら、そんなことはとてもできる相談ではないと思ふのです。一キロリットルや二キロ

リットル隔すならこれは隔せるでしようけれども、コンビナート法の適用ということになりますと範囲が大き過ぎますから、地下であつてもこれはわかりません。その点の御懸念はないというふうに入ります。もしもそういふ事実が出てきますれば、私もほとんど立ち入りをするつもりでございます。どうぞその点はわれわれを御信頼いただきたいと思ひます。

○山田(芳)委員 ついでですが、これは油の危険物であります。火薬類とかいふ言つた爆発物、これは一元化の問題もあるわけですが、こういうものに対してはどういうふうな消防庁としてはお考えになっておられるか。

○松浦(功)政府委員 自衛隊については当然国内法が適用になるわけでございますから、一般の民間の場合と同様に取扱われるべきだということだけを原則論として私は申し上げておきます。

火薬については当省の所管でございますので、何ともそれ以上のことは申し上げられませんが、

○山田(芳)委員 さつきもちょっと財政、税の方にお願いしておつたのですけれども、立入調査をさせない、だから確認ができないという場合があるわけですね。自衛隊の場合は現実には宇治の場合にそういうことがあつたわけですが、そういうことは今度の場合は絶対ないといふ長官のお話ですが、それは外で見てゐるのは隠せないけれども、見えないようなものあるいは秘密にやるようなものはあり得ないのかどうかということになると、これは事実あつたわけですから、私は長官のおつしやることはよくわかるし、信頼をするけれども、現実にはやはり自衛隊の基地というものは、市町村がやる場合にはなかなか立ち入らしてくれないという点があるので、この点を、蛇足かもしれないけれども、防衛施設庁なり防衛庁とよく打ち合わせをしておいていただきたいということとをまず一つ要求をしておきますので、その点事務的にも十分連絡をしておいてほしいと思ひます。

次に参ります。通産の方、来ていただいておられます。ここにありますが、昨日「昭和五十年代前期経済計画」というのが発表されましたね。この中で石油の備蓄の増強について、食糧自給率の向上とともに、昭和五十五年までの前期経済計画の中で、増強を強化すると言つておられます。この前のコンビナート法のときに、石油部長の左近君がこういうことを言つておられます。石油備蓄公団をつくつて、毎年それをふやしていって、五十年間で約九十分分を増強いたしますと、こういうふうな言つて、その中で、石油のタンク等、石油の総量が約三千万キロリットルでありまして、それで五十年間に九十分分で三千万キロリットルであつて、一つのタンクの稼働率を八〇％と計算すると、約三百七十ないし三百八十分所ぐらのタンクができます。それに要する面積は五百万坪で、現在企業が確保しているのが七百七十万坪ですから、あと三百三十万坪というものが備蓄のために必要である、こういうふうな間の答弁にはなつておられますが、今回の「昭和五十年代前期経済計画」によると、それをなお強化をするといふことが言われておられるのですが、その計画をひとつお知らせいただきたいと思ひます。

○広瀬(明)委員 いま先生の御質問の件でございますが、実はこの点につきましては通産省の中の資源エネルギー庁の方でやつておられます。実は本日私出席しておりますが、その件につきましては当局では所管しておりませんもので、もし御必要があれば資源エネルギー庁の方から答へさせるようにいたしたいと思ひます。

○山田(芳)委員 これが後の、どのくらいの個数が今後検査体制との関係で出てくる、そしてどのくらい手数料を取るかということ、さつきの高島議員の質問のあつたように、何十人か、七十五人かを雇われる財源としてどうなるかということ、をちょっと伺おうと思つていたのですが、これは消防庁で調べておられますか。それじゃ通産じゃなくて、消防庁で結構でございます。

去年の六月十九日の当委員会と商工委員会と災害特別委員会と公害委員会との連合審査の中で左近君がこう言つておられるわけですよ。いわゆる石油の備蓄計画というものを言われている。大体三百七十基ないし三百八十基のタンクが必要という試算をいたしております。ところが今度こういう中期経済計画、これはきのうかおとといか出たばかりですから、初めて読んだので、私もまだそこまで研究をしておりませんけれども、それを強化をいたしますとおっしゃるから、それならこれを九十分分という石油備蓄公団との関係で逐次ふやしていくというものが、またこれを増強するというもので、中期です。昭和五十五年までの五十年計画ですから、九十分分をふやすのかどうするかということ、をまず伺わないと、いままでの計算と若干違ふのか違ふのか、それをまず伺わないとこれは困るわけですね。質問にならぬわけですよ。だからまずこの中期計画、昨日発表されたわけだから、これといままでの答弁と同じであるかどうかということとをまず伺いたい、こういうことですから、ひとつ……。

○松浦(功)政府委員 いまの三百数十基というふうな数字は私も当然把握をして、新規の検査対象といふことで考えておりますが、その中期計画との関連ということになりますと、自治省は全く音痴でございます。

○山田(芳)委員 実は中期計画に私も九十日分であると、それには三百七十ないし三百八十分、満タンとまいらぬので、平均して八〇％の稼働率だといふことをエネルギー庁の石油部長が言つておられるわけですね。それを基礎にして私もちょっと数字を出してみても、実は計算をしてみたのです。人件費約二億ぐらいかかりやせぬかと、それから手数料は約数十万円でございますというふうなお話ですから、ちょっとやってみると、高島さんさつき、簡単にやれるかどうか知りませんが、けれども、運営のことを聞かれたわけですが、ちょっと私は財政的につらいのじゃないか。もつと国費を入れなければいかぬという質問をこれから展開しようとする基礎ですから、もうちょっと数字を、資源エネルギー庁の関係者でもちょっと来ていただけたら、あるいは経済企画庁の方でも結構です。

○小山(委員) いま急いで連絡をとつてみます。

○山田(芳)委員 それではこの質問は保留します。

次の質問に移りますが、今度の計画は確かに一歩前進だといふことを先ほども一応申し上げたわけ、審議の中から出てきたわけでありまして、法律を讀みますと、実はよくわからないのは、大部分は政令へ委任されておられるわけですね。基準もあるいは政令で定める事項というように、ほとんど政令で定められておる。

そこでひとつ伺ひたいのは、第十四条の三の第二項でございますが、「不審沈下その他の政令で定める事由が生じた場合」といふふうになつておりますが、どういうことをまず予定をしておるかという点と、それから市町村長が保安に関する検査をする場合に、今度新しくできる保安協会に委託ができる、こう書いてあるわけですね。だから委託をするといふのは市町村に能力がないから全面的に委託をするといふことを予定しているのか、あるいはまた個別的に、たとえばタンクの容量その他いろいろな基準によつて委託されるものを定めておるか、いわゆる町別に定めるのか、タンク別に定めるのか、そういう基準、委託の内容といふものが全然出てないわけですね。これは一体どう考えているのか、委託する内容といふものを具体的に政令でどういふふうに考えているのか。いろいろ資料を讀んでみると、一万キロリットルあたりを前後としてどう考えるかというふうなところらしいと判断はしますけれども、全然出てこないというので、そこあたりの基準といふものを、まだ検討中かもしれないませんが、ひとつ教えていただきたいと思ひます。

○田中(和)政府委員 設置許可に伴います新設の場合の技術審査、これは千キロ以上。それから同じく完成前の検査、非破壊検査とか地盤検査とか

いったような検査につきましても千キロ以上。それから既存のものについての定期保安検査、その定期保安検査については一万キロ以上のタンク。それからひびき等が生じた場合の保安検査につきましても千キロ以上ということは一応考えております。その事由は、これから基準を設定するわけですが、不等沈下その他そのままだに放置すれば危険だ、ひびきが生じて中だというような事態を基準として設定したいというふうに考えております。

○山田(芳)委員 大体定期、五年ないし十年、こういう周期でおやりになるのだから、それが一万キロ以上である。不等沈下等があつて検査をする場合はどのくらいですか。

○田中(和)政府委員 千キロ以上でございます。

○山田(芳)委員 そうしますと、千キロを超えているものは現状ではどのくらいありますか。

○田中(和)政府委員 約一万弱でございます。

○山田(芳)委員 先ほどの問題にも関連をいたしますけれども、消防庁当局としては、先ほどの備蓄計画なり何なりで千キロ以上のもの、すなわち検査の対象となるものについては、五年間なら五年間で結構ですが、これからどのくらいふえるという計算をされていきますか。

○田中(和)政府委員 過去のタンクの建設についてのデータがございますので、現在千キロ以上が一万弱ございますが、それがどういう年度にどれぐらいの規模のものがどういうふうにしてつくられてきたか、そういうデータを基礎にいたしまして、今後毎年千キロ以上のものがおおよそ六百ないし六百五十というところで、一応の仮定を立てて計算をしております。

○山田(芳)委員 それは千キロリットル以上のものですか。

○田中(和)政府委員 さようでございます。

○山田(芳)委員 これは通産の方のあれをちょっと聞いてからいたしますが、五百ないし六百というわけですね。

○田中(和)政府委員 五百ないし六百五十でございます。

○山田(芳)委員 現在のところ、不等沈下は大体三分の一ぐらい。この間からずっと調査をいたしますね。実は委員会等の資料を読むと、まだ中途半端なんです。一万キロリットル以上で二百分の一のタンクは百九であるということになってるのです。いま言った一万近いものの中で不等沈下の調査をされたらどのくらいありましたか。

○田中(和)政府委員 一昨年の暮れに調査いたしました結果、全国で一万キロ以上が約二千七百数十あるわけでございます。その中で内部開放検査を要するタンクの数は百九という結果が出ております。

○山田(芳)委員 これは途中の経過じゃないですか。全体の経過がこれですか。二千七百の中の百九。

○田中(和)政府委員 この全体でございます。

○山田(芳)委員 いまのは一万キロリットル以上です。ところが、いまお話を伺うと、千キロリットル以上のものは不等沈下の場合に検査をします、こう言っているのです。そうすると、二千七百どころではなくて、一万もあるものなのだから、これは検査されているのじゃないのかかわからぬけれども、相当あるのじゃないか。だけれども、そこあたりをきちんと調査しないでデータがないというのは、ちょっと資料として不十分じゃないかと思うのですが、どうですか。

○田中(和)政府委員 この前の検査のときには不等沈下の角度が二百分の一というところで一応の検査をしたわけですが、今後この法律、政令で基準をこしらえまして保安検査という形で義務検査をやるということになりまして、先ほどお話をいたしましたように、一体どういう状態になった場合に、どういう基準に該当する場合にこの保安検査の対象にするかというのを今後さらに詰めてまいりたいと考えております。二百分の一の沈下があったから、それで保安検査の対象にするというこれはいま考えておりません。

○山田(芳)委員 私も技術屋ではないのでよくわからぬのですけれども、いろいろと考えてみる

と、いまですと審議その他をされてきて、二百分の一なり二百分の一ということでも、もっと強化をすることがあつても、それ以上緩くするということとはあり得ないはずである。そうすれば非常に多くの検査対象が出るのじゃないかと思うのですが、それもまだ十分調べられていないという形になってるし、先ほどから伺っている技術的にもまだまだ不十分な点がある。特に非破壊検査等における技術上の問題とか溶接の問題等についても非常に問題があるように聞いておるわけですが、そういう十分な解明がまだされないものもありながらも、これだけの立法をしていかなければならない情勢であるということだといふことは、立法されたことについては、先ほど言ったように、きわめて迅速な取り組みで結構だけれども、まだまだ残されている問題が多いということだけはこれまた事実である。しかも、これから日本の石油タンクの情勢が一体どうなるかというところがほとんどわからない状態で、大まかな考え方でやっていこうということであらうと思うのであります。

そこで、先ほども若干高島委員から触れられたように、協会の方に委託をするわけでありまして、現在の市町村で今度の政令——もう少し後で伺っていくつもりですけれども、消防庁が予定を合せて、委託をしないので当該自治体でやる、都道府県でやる、市町村でやるというところがあつたのか、そこらあたり、私さつき事項別に委託をするのか、あるいは市町村がすべてを包括的に委託をするのか、その点についてお伺いしたので、事項別あるいは包括的にやるのか、都道府県、市町村、この新しくできる協会にどういうふうな委託をされるものと考えておられるか、その点、明確にひとつお願いします。

○松浦(功)政府委員 都道府県にはその権限はないわけでございます。すべて市町村。法律のたてまえ上は市町村が自己の能力で検査をするということをお否定はいたしております。ただ、先生よ

く御承知のように、相当のタンク数を抱えた町村でございます。定期検査及び新設検査について必要な職員数というものは膨大になります。あの年次は非常にたくさん職員が要るけれども、あとは遊んでる、こういうようなことになりまして、財政的にも、それから全国統一した目度なめていくという上からも、私どもとしては協会を信頼して協会に委託していただくということがベターではなからうかというのを考えております。しかし、東京都等が職員の養成をいたしまして、数年後には全く自分の力でできるようになつたという場合において、東京都が協会に委託をしないというのを私どもは否定するつもりはございません。ただ、実際には、技術的な基準の審査は協会がやる、それを基礎に置いて全体の審査に合格をしたという判断をするか、しないというふうな判断をするか、それについての技術職員はあくまで審査の職員のはかにかつた要るわけでありまして、それらの職員を地方公共団体、すなわち市町村が早く自分の手に持つということが先であつて、非破壊検査を一々やるような職員を各団体が抱えていくというところは財政的にも非常に不経済であらう。しかし、それを私どもは否定するつもりではございません。

それから、委託は、技術審査に関する限りは一括でお願いをいたしたいというのが私どもの考えでございます。

○山田(芳)委員 そうすると、東京都は別としてその他の地方団体については包括して、だから事項もあるいは個所も含めて、今度新しく改正された部分の検査については包括的に地方団体が一括して当協会に委託をされるというのを前提にお考えになっておられるわけですね。それは確かにおっしゃるのとおりで、緊密な関係がありますから、全国的にそうした方が協会自身もロスが少ないというところになるわけですからそれはいいわけですが、考え方としては、東京都以外は包括して委託を受けるという前提に立つて立法されている、こう考えて結構ですか。

○松浦(功)政府委員 私の表現が不十分だったのかもしれないが、たとえば東京都で申し上げたわけでもなく、全市町村がそれぞれ自分で検査の実施まで行う職員を抱えるというものは不経済だ、それと、せっかく法律でこういうものをつくるわけですから、ここに御委託を願うということが財政的にも非常に有利である、それから、基準も統一して判断ができる、こういう意味から、私ももととしては全市町村が当協会に技術審査の部分に関する限りは委託をするという前提で物事を考えておると申し上げたいわけでございます。

○山田(芳)委員 私は、できるしなないことを無理して市町村にやらせるということとはむだなことだと思えます。それはできないというよりも、きわめて優秀な職員を当該地方団体で採って、しかもそれが年じゅう必ずしも忙しくないということとは人間のロスです。人件費のロスですからそれはいいですが、ただ、包括的に委託をされるという場合に、後で検査その他によって起こった事故や、この間の三菱のタンクも、まだ数カ月もたっていないうちに事故が起こった。しかも、あれは検査が済んでいるというのにかかわらずあれだけの事故を起こしたということであつたわけですし、これだけコンピナートあるいはタンクの防災が叫ばれているのに、この間の法律が成立してからももう二、三カ所事故が起こっているというふうな、この問題については関係者も皆緊張するとか警戒をしても起こるというふうな状態ですから、そういうふうな事故が起こった場合の責任なり損害賠償なりというふうな問題は当該地方団体に帰属するだらうと思うのですが、保険の問題等も論議されておるようですけれども、そこらあたりどう論議されますか。

○松浦(功)政府委員 市町村がこの協会の技術審査の結果に従って許可をするなり行政行為をとるわけですから、そこにきわめて重大な瑕疵があつた場合には、市町村で賠償責任を負うという問題が起ころうかと思ひます。これはあくまで理論的にで

ございます。実際にはこれまでの事故等はほとんど操作ミスでございまして、当然ほとんどが企業の責任ということになってくると私は思ひます。ただ法律的には、許可行為に重大な瑕疵があつたというふうなことになるれば、これは市町村の賠償責任という問題が起こる。その場合は、基本的に協会の方で技術審査に重大な瑕疵があつたという場合には市町村は自分が賠償責任を負いますけれども、その求償権を協会に対して持つ、こういうことに理論的にはなると思ひます。しかし、そういうことは万々起こり得ないと私は考えております。

○山田(芳)委員 これは万々起こらないだろうし、また不可抗力の方が多と思うけれども、委託をする限りにおいてそこをきちんとしておきまないと、委託する側も、はっきり言う、技術的にわからないからお願ひしたけれども、後の問題の責任だけはこちにかぶるといふことは、これは逆に言う、せっかく協会を設立した趣旨にもとらう部分も出てくるので、この最終責任の部分だけは国会を通じて明確にしておいた方がいいと、委託をする側も、自分のところに責任がないのに許可権だけを形式的にやっただけが残つてくるということによって損害賠償も帰属するということがもし起こつたら大変だからこの点だけ明確にしておきます。もう一遍念のため質問をしておきますが、その協会の検査その他によつて許可をしたことが、協会側の検査その他に重大な瑕疵があるならば、当該地方団体に求償された分については、分度では当該地方団体に求償に求償権が出てくるというところは、現実的にいろいろあるであらうが、これは理論的にあり得るのだ、この点ははっきりしておいていただきたい。もう一度重ねて……。

○松浦(功)政府委員 そのとおりと考えております。

○山田(芳)委員 大臣来られたので、さつき留保しておいた問題をちょっと伺いたいんですが、この前のコンピナート法のとくに、私どもの岩垂君が、石油の貯蔵タンクが米軍の場合にしり抜けに

なつては困るから、地位協定その他のいわゆる安保条約に基づく種々の取り決め等の問題はあつても、協力をお願いして、立入検査等もできるような措置を講ずることによつて災害を防ぐために努力をせよという質問に対して、当時の左藤政務次官から、それは外務省を通じて折衝し、御期待に沿うように努力いたしますと答えられたんですが、残念ながら地位協定があるのでできませんという先ほどのお答えをいただいた。しかし、そのことはもうわかつておるがという前提でお伺ひしたのに、努力をしてみようというふうなことであつたわけですから、努力をされたとは思ひます。が、何ら具体的には成果が進んでない。大臣のお考えを一遍ここで、この前からの引き継ぎでございまして、きょう私は岩垂君が質問するののピンチヒッターで、これは質問をしておいてほしいというのでありますから、これをひとつ明確にお答えをいただきたい。

○福田(一)國務大臣 事務からお答えをしたと思ひますが、御承知のとおり、米軍の施設、区域については、日米地位協定によりまして米軍が施設、区域の管理を行う権限を持っております。米軍当局の同意がない限り、施設、区域に立入検査を行うことはできないということは御理解を願へると思ひます。

しかしながら、住民の安全を確保するというためには、米軍の貯蔵施設をも含めた防災対策を確立する必要がありますので、米軍施設に關し、防災上必要な情報の提供、防災措置に關する話し合い等、地域の実情に即して、米軍施設の管理者等の関係者と密接に情報交換をいたしまして、当該施設の安全確保を図るよう極力努力をいたす所存でございます。

○山田(芳)委員 そうすると、そういうタンク等についても、国内に今度整備されるような内容の諸措置がとれるようなことについては、今後大臣として努力をされるということでございますね。

○福田(一)國務大臣 私は、住民の安全ということを考えれば、とにかく極力努力をするという義務がある。住民の安全を守ることとはわれわれの任務であると思ひますから、いろいろの障害があつても、できるだけ努力をするということについては解は許されないのである、こういう理解をいたしておるわけでありまして、

○山田(芳)委員 結構でございますので、努力をしていただきたいと思います。

資源エネルギー庁の方が来られたようなんで、ちょっと伺ひをいたしますが、昨日昭和五十年代前期経済計画というものが発表されましたね。その中に、食糧の自給率の向上と並んで、石油の備蓄を強化するといふことがあります。左近友三郎君がこの前のコンピナート法の質疑のときの中に、強化するといふ以前の状態において、昨年の六月に、この委員会が答弁をしております。五年間に九十分の備蓄をいたします。そして、現在の水準から九十分の備蓄をいたすためには、約三千万キロリットルほどの備蓄がまだ要ります。大体三千万キロリットルとすると、これは満タンというわけにいかぬから、八〇％に貯蔵をするのが普通です。その場合に、そういう稼働率で計算をして、現在の情勢から言うならば、これから大体一番大きなタンク、だから五万とか十万とかあるいは十五万とかいうのが、このごろ言われておるようですが、そういう大きなものだけでも大体三百七十から三百八十基のタンクが必要だ。まさに今度できた消防法の改正によつて、事前の検査、あるいは中間の検査、空っぽにしてやる検査等をするようなものが、これから三百七十、三百八十というふうなことを言われているわけでありまして、いま言いましたように、この五十年代前期経済計画の中で、今後五十五年までの間においては、これを増強するといふふうな言われておるのです。ところが、こゝろあたりは一体どういふふうな考えられておるか、まず一つ伺ひたいということ、さつきの左近友三郎君の言った内容に変更が加わっているのかどうか、それをあわせてひとつこの審議をしなければならぬので伺ひたい。

○山中説明員 お答えいたします。

まず前段の問題でございまして、従来実

は経済計画を決めるときに、石油問題についての基本の点はいわゆる石油業法に基づきます供給計画というのが、これは今後五年間の分を含めまして石油の需要量あるいは原油の輸入量というものを想定するわけでございます。従来は備蓄というよりは余り考えず、もっぱら内需用ベースで、それに合わせて原油の輸入量というのに力点を置いて計画を立案していただけてございまして、けれども、この間の審議会で一応通産大臣の告示になったわけでございまして、その分につきましては、いわゆる九十日備蓄というのがございまして、国会で成立させていただいたわけでございまして、そういうような法律的な裏づけができたものでございまして、油の必要量を石油の需要量の中にいれ込んでおいてある、そういうことで備蓄の増強ということになっているんじゃないか、こういうふうな考えのわけでありまして。

タンクの分は、先ほど御紹介いただきましたように、ちょうど昨年に私どもの石油部長が答えたところから、かえって減る方向といえますが、御承知のとおり、対前年の石油需要量の三百六十五分の一をもつて一日分に充てるということになっておりますので、御承知のとおり石油の需要というものは昨年、一昨年と二年続いた減少傾向にございます。結局、われわれの目標としております五十四年度末の九十日分という量が昨年私どもの部長が御説明したよりも若干減る方向に動いておりますので、タンクの建設自体は、八〇%の貯油率というものは相当厳しい状況でございまして、その方向は余り変わらないかもしれませんけれども、それ以上になるということは、いまのところ情勢の変化がない限り考えてない、こういうふうな考えでおります。

○山田(芳)委員 今度の計画は大体六%、これは日本の雇用の問題を考えると、経済の伸びは大体六%というのは最小限度必要だということですね。ところが六%だと、昨年の伸びとかなんとかはそれよりも経済の伸びが非常に鎮静しているわけですが、これを見ると、五十三年ぐらいの方は

八%くらい、もうちょっと上の方、五十五年近くになってやダウンして六%程度、こういうふうな書いていますね。そうなれば、やはり石油の消費量はふえるんじゃないですか。

○山中説明員 もちろん、消費量はふえますから、一日分当たりが現在の一日分よりも五十四年度の一日分は当然ふえていくわけでございまして、ただ、従来いわれるGNP弾性値といいますが、GNPが一分伸びると石油は大体一分以上伸びたのが通常でございまして、現在いろいろ石油供給計画を策定いたしますときに、いろいろな先生方にも解析をお願いしておりますけれども、現在の解析ではどうも一割を割るんじゃないか。しかし、それは一応省資源、省エネルギーという精神が浸透してきていてのも一つの理由かもしれないけれども、よって来るところをもう少し解析していく必要があるんじゃないか。ただ、現状を専門家が積み上げて計算していきまして、弾性値が一割を割る方向に動いているんじゃないか、こういうふうなわれわれは一応考えております。

○山田(芳)委員 エネルギー庁結構でございまして。そうすると大体三百七十といひ三十八といひ、大きなタンクは五の程度である。先ほど話が合った六百ないし六百五十というのはいくつと小さなものを含めると年間そのくらいである。そうすると五年間で三千ないし三千三百くらい、こういうわけですね。

そこで次に伺いたいのは、それならば三千三百、これからふえてくる完成の検査それから一千キロリットル以上約一千万あるものの中間検査、その他にしますと、大体年間の件数、これは東京を含めて全自治体が協会へ委託をするということをご希望されるだろうし、また期待をしているだろうと思うので、そういう前提で、ここにもらっている資料だけでは不十分なんです、どのくらいの件数でどのくらいの予算を協会としては考えておられるか。最初の年は二億八千万、次は約五億、次は七億、四年度以降約八億、こういうふうな数字が出ておるようです。これはきわめてアバウトな

数字であるわけですが、これの積算をもう少し数えていただきたいということ、その収入は手数料、一億委託費が幾らでどのくらいの件数があるのかというのをちょっとお尋ねしたい。

○田中(和)政府委員 さつき御説明申し上げましたように、新設の分につきまして、新設のタンクの設計審査あるいは完成検査、そういうものについて約六百ないし六百五十という想定をいたしました。そのほかに先ほど申し上げました定期検査の分は、これは一万吨以上のものについて十年に一遍というふうなことにいたしますと、現在すでに五年なり十年なり経過したタンクがたかさんあるわけでございまして。そういう現在ありますタンクの検査を経過処置としてどういうふうなことに、検査を繰り込んでくるかということによってその件数が若干変わるわけでございしますが、いづれにいたしましても、設計審査をやる場合にはどれくらいの日数を要するか、完成検査をやる場合にはどれくらいの人数とどれくらいの日数とどれくらいの器材をもつてどういう検査をやるかというふうなことを、タンクの大きさに従い、検査の内容に従って積み上げてまいりまして、その一応の仮定を置きまして積み上げまして、そして出た数字が大体そこへございまして、その数字でございまして、初年度二億八千万、二年度五億、三年度七億、四年度八億というように、協会の機構の整備とも合わせながらそういうふうなやってまいろう、こう考えておるのでございまして、その大部分、大部分といえますが、これは受託手数料で賄うのでございまして、これだけが大体収入がある。ただ創業時においては収入が入っておりませんので、外部の資金を二億程度借り入れて、それで創業時の費用を賄いながらそれを五年間くらいの間に解消していくというふうな計画でございまして。

○山田(芳)委員 組織、人員、これは逐次ふやすのであらうと思ひますし、一遍にはなかなか人もいないけれども、七十五人、これに要する費用は二億ないし三億の人員費がかかりますね。それなのに、次年度約五億というところを

とつてみても、半分は人員費がかかるのに、あと二億五千万くらいで一本本に——六百ないし六百五十というのが新しくできる分、それから約一万近い一千キロリットル以上の中間のものを検査をするという一億委託費だと考えておりますか。それをまざる同いと思うのです。そうしてこれ果たしてできるかどうかというところ。私は非常に財政的に不十分であるというふうに思うわけですが、たとえば定期検査だったら幾らく思ふのですが、たとえば定期検査だったら幾らく思ふ、それから事前の検査なら幾らく等々、あるいは一括して取るのか、そこあたりはどう考えているか。

○松浦(功)政府委員 大体一千万で百万程度、それから千キロで七十万前後という目算をいま立てて最後の詰めに入ろうとしております。

○山田(芳)委員 時間もないのでもうやめますが、ちょっと通産省の保安課長さんにお尋ねいたします。

大体私どもとしては、この前の経緯からいっても、高圧ガスも当然消防の中に一元化をしていくべきだという主張がなされているわけですが、時間的な余裕その他がなかったでございまして、このことでは高圧ガスでも、高圧ガスの取り締まりについては高圧ガスの保安協会というものがございまして、それにいま国費が委託費で一億ぐらいい出ています。それにいまだ国費が委託費で一億ぐらいい出ていますか。本年度どのくらい出ておりますか。

○山田(芳)委員 大臣どうですか。いま伺うと国費は一つもない、出資もなく、最初は二億かかるから二億借り入れます、こう言っている。保安協会の方は一億出資していただいています、取り締まりやその他の仕事をするのに四億の国費が出ている。こっちはゼロですね。大臣どうですか、これでございませうか。

○松浦(功)政府委員 御承知のように高圧ガスにつきましても国の責任、それからこのタンクの間

題につきましては自治体である市町村の責任、市町村に権限を与えてあるわけでございます。そういうたてまえもございまして、恐らく大蔵省としてはこの面になかなか金が出しにくいというところであつたのじゃないかというふうには私は推測をしておるのでございます。これだけの金をもらうからわらないかということは、確かに財政運営について初めには問題があろうかと思ひます。しかし、それだけの金を、国費を入れない場合には、手数料をそれだけ高くして、そうして業界の自分の安全のためですから業界から支払つていただくという態度でやつていければ、私も十分やつていけるというつもりで出発をしたわけでありました。したがって協会の受託手数料は市町村が定める検査手数料の中で決めます、そういう仕組みを考へておりますので、市町村には、御質問の趣旨からは外れるかもしれませんが、一切経費負担は実質的にかからないようにしていきたいというつもりであります。私もはともかく出資等がなくとも、この協会を財政的にもきちんと基盤を確立しながら、タンクの検査事務に遺漏のないようにやつていくという自信を持って出発したものでございまして、しばらく時間をかけて私どもの行方を見守つていただきたいとお願ひをいたす次第でございます。

○山田(芳)委員 消防庁長官はそれはそうおっしゃられるのだらうと思ひますが、われわれはちょっと承知できない。これはきょうちょっと大蔵省呼ぶのをあれしませんが、また別の機会に呼びます。おかしいですよ。片一方の市町村の消防は固有事務である、高圧ガスの取り締まりは国の事務である、その立て方自身が私は問題があると思うのです。少なくとも、現在はそのういう国の機関委任の事務だとか団体委任の事務だなどといううな議論をする時代じゃなくて、何が国にとつて一番大事か、それに対してどう財源措置をするかということとはまた別の観点で見るときだと思ひます。余り古い自治体論をやつていてる時代ではない。国の事務だから国がめんどうを見るが、地方自治体の事務だからめんどうを見ない。それは見るのは交付税で見るといふようなことを言つてみたつて、交付税自身がもとをたせば国民の税金であり、国の税であつたものを、一定のものを税として還元をするということですね。どれを見ても税で、もとは国民の負担であるということに変わりないのですから、そんな議論を余りしない方がいいので、もしそういう議論をされるのなら、私はちょっと異論がある。果たして国の事務なのか事務でないのかというふうに思ひます。まあその議論はやめておきますが、余りにもそれは、消防庁長官あるいは自治省全体としては、固から助成が取れなかつたから、それでもやつていかなければならぬものだからやりますというのはいふべきです。うづばだけれども、われわれ地方行政をやつてゐる者から言へば、高圧ガスも消防庁の中に入れないと言つてゐる。それはできません、こつちの方は過去の経緯もあるから四億も五億も毎年出ていきます、片一方の方はゼロでございます、こういうことではいかぬし、もちろん企業から手数料を取つて企業の負担でやるということはいふだけけれども、私はやはり、地方団体の事務としてやられるのなら、地方団体自身が責任を持つて許可ができるような財政的な体制をとつておくということではないと、われわれとしては承知ができません。もう一度別の機会に大蔵省に來てもらつて、その点の差をひとつよく伺ひたいというふうに思ひますが、問題は、その手数料だけで果たしてやれるかどうかということが問題であらうというふうに思ひますので、この点は時間もありませんから、念のために申し上げておきます。

次に移りますが、十四条の三によつてたとえば不等沈下があつたという場合に、不等沈下があつても届けなくて検査を受けなかつたという場合の罰則は一体どうなりますか。非常に軽いと思ひますがね。

○田中(和)政府委員 その点の罰則の規定はございません。不等沈下の届け出をしなかつたということについての罰則はございません。

○山田(芳)委員 それではおかしいじゃありませんか。不等沈下の——あるでしょう。

○田中(和)政府委員 どうも失礼いたしました。「十四条の三の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者」については罰則がございまして、その罰則が現在三万円を十万円に改めるということになっております。

○山田(芳)委員 十万円、安いでしょう。検査しますと言ふんだけれども、届け出もしないでわかつたてごまかされたという場合に十万円、どうですか、これは。そう思ひませんか。私、これを讀んでいて、へえ、こんなものかと思つて、ちよつとあえて質問するんですが、どうですか、これは。

○田中(和)政府委員 この罰則の金額につきましては、從來規定されておりましたものは全体として低目でございますので、法制局の方とも相談をいたしましてこの程度に、均衡がございまして、他との均衡でこの額になっておるわけです。

○山田(芳)委員 これは、この不等沈下が最も事故を起こすんですからね。そんな十万円や百万の罰金を済まされるべきことじゃないですよ。これをしなかつたら、い言つた中間の定期検査というものが不等沈下の場合にはできないんですからね。これは罰則に禁錮もしくは懲役刑ぐらいをつけておかないと守られませんか。そう思ひませんか。そういうふうに思ひますから、その点ひとつ検討してください。

時間ありませんので、ちよつとそれ以外のことを二、三質問をさせていただきますと思ひます。

実は消防の出動手当の問題ですね。これはちよつとこの問題とは別ですが、サイレンが鳴つて自動車が出たときからやはり消防団の出動手当をつけるべきだと思ひますけれども、放水をしなればいかにぬというふうな運用をしているという話を伺つてゐるんですが、それはどうですか。

○松浦(功)政府委員 ホースから水が出ないと出動手当がつかないというやり方は一般的ではない

ようでございますが、ともかくジャンと鳴つて自動車が出ていけば手当はつくだいけれども、放水をしないで帰つてきた場合と放水をした場合とで手当の額に差をつけてゐるというのが地方公共団体の実情のようでございます。

○山田(芳)委員 ちよつとそこあたりに問題があるもので、ひとつ検討しておいていただきたいと思ひます。

それから次に、厚生省にわざわざ待つていたいて恐縮ですが、いま消防の業務の中で、御承知のように救急医療の問題というのは、祭日や日曜日等については非常に大きいわけですね。ところが、御承知のように救急医療の場合に、これは社労の問題でもあると思ひますが、救急医療機関というものが持ち回りをしている問題になつてゐる。いろいろ問題があるんですが、これをやはり、一方では財政的な措置をしながら一方でこれを義務づけるということをもうぼちぼち考へてほしい時期に來てゐるのではないかと。そうでもしなければ、三つも四つも持ち回るといふことがしばしば新聞に出てゐる。それで非常に遺憾な事態にあるわけですが、救急医療機関の場合に民間医療機関ということになるとこれはなかなかむづかしいと思ひますが、国もしくは公立の医療機関に救急医療機関としての義務づけをして、そのかわり財源措置をしていくべきではないかというふうにも思ひますが、これは消防にきつめて関係のある、救急隊が出てしよつちゅう消防側が困つてゐるわけですね。だから厚生省の方でこの点について明確にお答えをいただきたいのと、大臣としてこれは一体どうお考えになつてゐるか、消防の問題ですから、ひとつお答えをいただきたい。

○岸本説明員 救急医療の確保の問題、まさに先生御指摘のとおり非常に大きな問題でございます。救急医療の確保につきましては、国立病院とか公的病院のみでは不可能でございます。どうしても民間医療機関の、さらには地域住民の協力というふうなことで、まさに地域医療の一環とい

たしまして総合的な対策を図ることが必要でございます。しかしながら、国立病院とか公的病院につきましても、その公的的使命にかんがみまして、積極的に救急医療に取り組むべきであるというふうに考へて、このような見地から国立病院に對しまして特に強力な指導を行っているところでございます。また、国立大学の付属病院でありますとか、三公社五現業等の国立に準ずる病院につきましても、病院の診療機能等の実情に応じまして積極的な協力を得られるように事が運びつつあるわけでございます。私も、このようなことから公立病院に對しましては、地域で救急医療の中心的な役割りを果たしている病院に對しまして運営費の助成を行つてきているわけでございまして、今後ともそのような実態の充実に努めるという事を一層強めていきたいというふうに考へております。

○福田(一)國務大臣 救急医療の問題については、いま御指摘の問題もあり、これはいろいろ問題点があるので、いろいろな問題について十分研究をし、対策を考へてまいらなければいけない、また、厚生省にも十分協力を求めなければいけない、こう思つておるわけであります。

○山田(三)委員 いまの救急医療の問題は、それはここで簡単に、はいどうするということとは答へられない問題であると思ひますけれども、とにかく大きな社会問題になっておりますので、ひとつ大臣も引き続いてこの点は——これは消防が現実的に当面する問題であつて、非常に困つておるわけでありまして、厚生省に、本格的に取り組んで義務づけをするともに、経費はきちつと財源措置をする等の方向で、国立は少なくとも義務化をする、民間にも相当程度の援助をしながら協力を求めるという体制を早急に講じていただくよう要望いたします。

最後に、この消防法の一部改正は、先ほど申し上げましたように、この間のコンビナート法の中から出てきた問題で、まず面を規制して点を規制していくのだということについては、私は点を規

制して面に及ぶ、消防法の改正が先でコンビナート法は後であるべきだというふうに思ひますけれども、それはそれとして、早急に出されたことについては敬意を表しますけれども、いろいろの問題点について、先ほどから技術問題についても、また、検査の委託を受ける協会についても、財源的にもきつめて不十分であるという点もありませんから、今後ひとつせつ々かの御努力を心からお願ひしたいという事を付言をいたしまして、私の質問を終わります。

○小山委員長 多田光雄君。

○多田委員 大臣は十二時半までしか時間がないという話ですから、そして消防法の改正は私ども賛成法案という事なので、消防法の改正の前は、救急医療の問題で二、三お伺ひしておきたいと思ひます。

救急医療の問題は、この間の本会議でも健保の改正問題で相当大きな問題になったわけですが、私も、昨年の二月で、厚生省の石丸医務局長は総評との話し合ひで、たらい回しの行政責任の所在は地方自治体にある、こういうふうにして述べ、公式文書に出ているのです。厚生省、これは御存じですか。

○岸本説明員 たらい回しの責任が地方自治体にあるという事を申し上げたという事は記憶にございせんけれども、まあ私も考へまして、地方自治体だけにあるというふうなことでなく、この救急医療の問題につきましては国の事務でもありますし、国の行政的な問題でもあり、また地方自治体でも同様の責務がある、こういうふうな考え方でございまして、国とか地方自治体とか、また医療機関とか、それぞれの立場でのいろいろな任務があるわけでございまして、地方自治体のみという事は申し上げたとは思ひないのをごさいますけれども……いまはつきりと記憶にございせん。

○多田委員 それでは自治省と両方に聞きたいのですが、たらい回しで死ぬ方が非常に多いわけですが、この不幸な死に對して、行政機関としては

どが一体責任を負うのですか。これは厚生省と自治省にお伺ひしたい。

○岸本説明員 いまも申し上げましたように、住民の健康を保持するとか、また保健衛生に關する事項を処理するといふようなことは国及び地方公共団体の事務とされておまして、救急医療対策の推進を図ることは、そういう見地からも、地方公共団体の行政的な責務であらうかというふうに考へておるわけでございまして。

○多田委員 地方自治体に行政的な責任があるという事で、いまあなたの最終結論は。

○岸本説明員 国及び地方公共団体の行政責任で、

○多田委員 国はどの機関ですか、責任あるのは。

○岸本説明員 医療供給問題を所管しております厚生省が中心にならうかと思ひます。

○多田委員 自治大臣、これはどういうふうに御理解なさいますか。

○福田(一)國務大臣 住民の健康を守るという事は、自治体としても一つの任務であるわけでありまして、しかし、いま厚生省が言われたように、厚生省と自治省とで両面からこの問題を考へて対処していかなければならない、こう思つております。

○多田委員 いま調べてみたら、ちやうど石丸医務局長の総評との座談会の資料を私、忘れてきていますので、これは後でお見せします。私もそれを見て大変憤慨したので、やはり、主要な責任は医療行政を扱っている厚生省にあると思ひます。もちろん地方自治体にも住民の命、暮らしを守る責任はあるけれども、やはり主要な責任は国にあると思ひます。

というの、救急医療それから休日、夜間診療制度について、私の調べただけでも二十数種類のいろいろな意見、方針がいろいろな団体から出てくるのです。それを要約してみますと、救急医療は平常の医療ベースでは採算がとれない部門だといふことがまず共通していますね。それから、大

幅な財政措置と医者のなどの従事者、これをふやしてもいい。それから、いま一つの特徴は、公的な医療機関をフルに活用させてもらいたい。こういう三つが二十種に余る方針あるいは意見書の他に共通している問題なんです。

そこで、公的な医療機関の問題でも、自衛隊の医療機関が出てくるわけですから、自治大臣、救急医療というの、私、一つ提案があるので、それです。そこで、私、一つ提案があるので、それです。自治大臣は自治医科大学に、それだけの発言権をお持ちなんです。

○福田(一)國務大臣 発言権を持っていますのかどうか問題があると思うのですけれども、とにかくそこを卒業した人はある一定期間地方自治体のために奉仕しなければならぬ、こういうことが規定されておりますから、そういう面であつて、出た人には義務がある、こういうふうには思つております。

私は、いま多田さんいろいろおっしゃいますけれども、この問題は、お医者さんの物の考え方といひますか、昔は医は仁術と言つて、どんなに苦しくても病氣という事になればちゃんと夜中でも飛んでいってやるというふうなことがあつたのですが、いまはなかなかそういうふうになつてきたんですね、実を言つとそこら問題の一番根本なんです。そういうことがあれば、内科の医者でも外科のことも少しやろうかいというの、いわゆる奉仕精神というの、だんだん日本に少なくなつてきましたね。権利を主張することは幾らでも主張するが……(多田委員)これは重大だよ、大臣、そんなことあなた言つていたら一時間じゃ済まないな(と呼ぶ)いやいや、医者の責任とは言つてやしません。そういう面もあつて、それをどう助成をするかというので厚生省も非常に苦勞しておるのです。だから、私は何も厚生省だけとは言ひません。われわれもまた努力しなければいけません、そういう面もあるということとはあなたもお認め願ふだらうと思ひます。

○多田委員 きょうは時間が余りありませんが、大臣のいまの御発言はまたいつかみたい論争に

なってしまう。まるで挑発をかけているような言い方ですよ。いままでの論争あるいは論議の中で医者の道義性だとかその他言われておりますけれども、実際に救急夜間体制をとっているのはこれの力です。地方自治体が非常に苦勞していることと、医師が自発的に協力していることでしょ。もうそこが盲点で、死角になっているという。これは厚生省自身認めているのですから。そこを支えているのは、地元の医師会と地方自治体が大変な出費をし、自発的なボランティア精神で支えているようなものです。幾らか夜間診療や何かに補助は出ておりますけれども。そうやっていきましたら医師会も協力しませんが、大臣。

私のいま言いたいことは、公的な医療機関は、この間の本会議でもみんながやられたでしょう、国立病院が非常に協力が弱い。自治体病院の協力、これは国立病院よりまだいいけれどもこれも弱いのです。だから一番困っているのは、患者を搬送している消防署が一番困っているのです。しかもその消防署に聞けば、一次病院が受け付けないのです。なぜ一次病院が受け付けないかと言え、これだけ専門化してくるでしょう、病院が下手に受け付けて診断してそこで死んだと言われたら大変なんです。よりいい病院を紹介したい。ところがよりいい病院の総合病院は余りやらないわけでしょう。そこで困っているんですよ。まさにそこが論争の中心になっているのです。大臣。あなたの言うのは主客転倒していますよ。

だから、そこで私の言いたいことは、地方自治体病院がもっと積極的にやる意味でも、もちろん金も出さなくちゃなりませんけれども、私、自治医科大学で、それこそ大臣おっしゃる医学生や教授にも、この救急医学というものを真剣にやってもらう必要がある。

それはいい、私は全部の国立病院でやってくれというのを申しているのじゃないですよ。少なくとも自治医科大学で、住民奉仕を最大のスロガン、中心にしている自治医科大学で救急医学という問題を真剣に取り上げて、たとえば一つの

講座を設ける、これも一定の予算が要りますけれども、そういうことで大臣、厚生省や文部省とひとつ話をしたいだけじゃないでしょうか。私はこれは幾人かの地方自治体の幹部からも聞いているのです。いかがでしょうか。

○福田(一)国務大臣 一つのいい御提案だと思えますので、努力をしたいと思います。

○多田委員 ぜひひとつ御尽力願いたいし、その前提として大臣、お医者さんを余りそういう道義性で責めることはひとつおやめになっていただきたい、こう思うのです。

それできょうの本題に入りたいのですが、コンビナート事故が非常に続いて、特に水島事故以後、今回の法改正の一つの大きな契機になったわけですね。私としては遅きに失したというふうにさえ思いますけれども、しかしこれは一定の改善点であり、改正案には賛成したいと思うのです。ただ、やはりこれを実施する場合、幾つかの不安な点もあるわけですよ。それから、法改正の趣旨をより一層積極的に生かしていくという意味でも何点か質問をしたい、こう思っているのです。

そこで、第一の私の不安というか疑問に思う点は、保安検査や点検の技術上の基準が妥当なのかどうかという問題。それから、検査協会その他を通じて、そこが委託を受けて検査をやるわけですね。それが一体きちんとやられるかどうか、ここが私は第一に疑問というか、一抹の不安を持つわけなんです。

そこで、例の水島の三石のタンク事故調査委員会の報告によりますと、この技術的要因として検討すべき第一の問題として「関係業者間の責任管理体制のあり方」ということが指摘されているのです。それは、この十六ページのほかに、さらに五十二ページに至っては一ページ全文を通じて事故の背景となった諸要因の中でそのことに触れて、私はこれは非常に正確な指摘だと思うのですけれども、この「関係業者間の責任管理体制のあり方」、改善といいますが、これはいい、この法の対象の直接的なものではないと思えますけれども

も、こういう中身のものがこの改正案の中にどのように盛り込まれているのか、これをひとつ伺いたいと思えます。

○田中(和)政府委員 この関係業者間の責任体制といいますが、お互いの協力関係といったようなことについては、さきのコンビナート防災法の中での共同防災組織の問題とか、あるいは防災関係の協議会をつくれとか、いろいろとお互いの地域はお互いで社会的責任として企業同士協力し合ってやろうではないかという趣旨のことが盛り込まれておりました。そのための政省令を現在立案中でございます。今回の法律の中で、直接には企業関係業者相互間の問題ということには触れられておりませんが、この前の事故が、タンク本体をつくった業者あるいは地盤をつくった業者あるいは設計をした業者、そういう全体の間に少し問題があったのではないかという意味の指摘もあるわけでございます。このタンク本体、タンクの地盤、タンク全体の安全性が確保されるかどうかについて十分な審査ができるような技術基準、設計審査のできる基準というものを本体、地盤、全体について決めてまいりたい。その決めます大体的考え方、先般一月十六日に出しました一応の暫定基準に盛り込んでおりますことを核といたしまして、その後さらにこれを政令、省令に引き上げるための検討を加えましてそういう全体としての安全性を考えていきたい。関係業者相互間の連携とかなんとかいうことを直接は触れておりませんけれども、全体の設計を通じて審査します中でそういう点も十分配慮してまいりたい、こう考えております。

○多田委員 これは長官にちょっと伺いますが、指摘されているのは、たとえば地盤なら地盤、基礎なら基礎、一つの業者、しかもその業者が下請に出す、あるいは孫請に出す、こういうことでし、指摘されているのは、あるいはタンクでも溶接の部分もあるし、さまざまな部分がある。その一つ一つは信頼できるのかもわからないけれども、総体として見て、たとえばラダーのつけ方でも問題があったというように問題点が出てくるわけですね。だからそのところを指摘されているわけなんです。いまの日本の事業の体制から言いますと、やはり下請というのはいくらも続いているんじゃないでしょうか、今後大なり小なり続いていると思うのです。そういう場合に、たとえば検査協会がそれを点検します。溶接部分を検査する、あるいはまた水張りをするとか、さまざまなやりですね。それを総合して妥当かどうかという決断は、もちろん最終責任は市町村長なりが持つわけですが、この最終結論はやはり協会でなざるわけですか。どうですか。

○松浦(功)政府委員 およそ技術の基準に関する問題は、協会がこうであるという結論を出します。それを受けて市町村が検査をオーケーするかどうかという判断をいたすわけでございます。したがって、市町村にもある程度地盤の問題、その他の問題がわかる人間が将来当然養成されていくということが必要だと思えますが、先ほどもお答え申し上げましたように、一つ一つ実地に向いて検査するような職員を市町村が全部持つということになりますと財政的にも大変不経済になりますので、それは全国の基準でながめて、協会の方でそれだけの高度の技術を持った職員を集めて、技術上の問題の判断はここで一応してあげよう、こういう考え方でやるわけでございます。なお、先ほど先生からお話ございました技術基準というものが一体万全なのかというお尋ねでございますが、タンクにつきましては、毎回申し上げておりますようにまだ不明の部分もいろいろあるようにございます。したがって、現在考えられるものはすべて取り入れていくという考え方を基本に置きたいと思えます。日進月歩の技術でございます。さらに問題点が出てくれば、この基準を前へ進めていくという態度でこれに取り組んでいかざるを得ないのではなからうかという気持ちでございます。

○多田委員 おっしゃること、わかるのですけれども、今度協会ができたということは、地方自治体がスタッフもない、それから十分な点検や検査能力がない、したがって、その委託を受けて協会がやるということになるわけですね。だから、純技術的に見る場合に地方自治体は、恐らく東京だつて完璧ではないと思つておられます。東京、横浜、川崎ぐらゐは一定の力を持つておられますけれども、コンビナートを抱えておる他の多くの市町村はそういう力もスタッフもないわけですね。だから協会に頼むわけですよ。このオーケーを出す判断は、政治的に出すわけじゃないですね。当然技術的に完全かどうかという観点から市町村長は出すわけですよ。その最大の根拠は科学性だと思つておられます。それを判断するのは協会という事になります。ですから、協会がまず市町村長が信頼するに足る科学的な判断を総合的にしなければならぬ。その総合的な判断を協会がなさるのですねという事を私は伺つてゐるのです。それはどうですか。

○松浦(功)政府委員 そのとおりでございます。○多田委員 私は非常に心配してゐますのは、まさにそこが、業者がばらばらにやる仕事を総合的に安全かどうかを点検するかんぬきだろつという事です。そこでもしそれをやられるとするなら、さらに私お伺ひしたいのですが、昨年の五月二十日に「屋外タンク貯蔵所の保安点検などに関する基準について」という通達が出ましたね。それに基づいて各地方自治体も点検されて、一体何等沈下が幾つあったのか、それからまた、開放検査をやつたのは幾つあるのか、さらにまた、その検査によつて基礎修正をやつたタンクが幾つあるのか、これをちよつと報告してくれませんか。資料はもらいましたけれども、記録にとどめておきたいと思つてゐます。

○田中(和)政府委員 昨年の五月二十日の通達は、点検の方法等について通達を出したのであります。いまの先生のおっしゃいましたのは、一昨年の暮れの開放検査の指示で検査した結果だと思つてゐます。

思ひますが、それによりますと、検査対象総数が二千六百九十七の中で著しい不等沈下のあつたタンクが百九、二分の一という数字で百九基、その中で内部開放検査を実施したものが九十九、未実施のものが十、そういう数字になつております。

○多田委員 そこで、開放検査未実施のものが十タンクあります。これの企業名やタンク番号がわかりませんか。それからいま一つ、基礎修正をやつていないのがおたくの資料では十四ありますね。市原に二だとか川崎に二だとか横浜に六あります。この企業名、タンク名はおわかりになりますか。それから、なぜ開放検査を実施していないのか、あるいは基礎修正を実施していないのか、その理由はおわかりですか。

○田中(和)政府委員 いまお話しのように、開放検査の未実施のものが十ございますが、その会社は川崎のゼネラル石油精製その他でございます。その理由は、なぜしてないかということでございます。いまは、いずれも近いうち、この六月とか十月とかいうような時期に実施したいということのようでありまして、現地においてそういうふうな確認をいたしております。

それから、基礎修正の未実施の会社は共同火力君津発電所その他でございます。○多田委員 それは全部わかつてゐるのですか。○田中(和)政府委員 一応わかつてゐるのです。

○多田委員 きつうこれは事務当局に話して急いでつくつてもらつたのですけれども、長官、私がこれを聞いてゐるのは、一番心配なのは、法を改正してその法をどれだけ一体守られるか、ここが一つ問題なんですよ。とりわけ、こういう石油精製とかあるのはその他の大きな企業の場合、当委員会でもずいぶん問題になりましたけれども、自衛消防組織の問題にしても何にしても、非常に手抜かりが多いわけですね。消防法の今回の改正の対象は地方自治体ではあるけれども、同時にこれは企業なんですよ。企業にさせるかどうかということが非常に大きな問題なんです。

ら、私がこれをわざわざ聞きましたのは、未実施のタンクが何千とあるわけじゃないから、そういう名前も知つていて、それを一つ一つとらえていって、事故が起きないように消防庁の方からも指導してもらつて、地方自治体も指導してもらつてゐることをやつてもらわないと大変なことになるので、そのために私は言つてゐるのです。ですから、仮に検査協会ができたとしても、検査のやりつ放しで、その結果どうなつたかというところが一貫して追及されませんと、事故が起きたときに、やはり責任は地方自治体とか消防庁、こういうことになつてしまふわけですよ。ですから、その追及の一貫性を私はぜひ今後持つていただきたいので、これを聞いてゐるわけなんです。ですから、ぜひ企業名とタンク名と、なぜ基礎修正をやつていないのか、この資料を後で私の方に出していただきたい、こう思ひます。それはよろしいですか。それをひとつぜひお願いしたいと思ひます。

それから、定期検査が五年ないし十年ということなんです。この根拠は一体どういう根拠なんですか。○田中(和)政府委員 最初の新設の場合に、十分基準に基づいた審査をいたすわけでございますから、法律に基づく義務検査としては十年に一度ぐらい、しかも一万吨以上のものについて行へばいいのではないかと判断でございます。しかし、そのほかに指導といたしましては、一万吨以上の大きなものについては、五年に一遍ぐらい開放した自主検査を行うように指導するつもりでございますが、法律的な義務を課した義務検査としては、十年に一遍という程度でいいのではないかと、こういうふうに考えております。

○多田委員 そうすると、そのタンクが不等沈下しているかどうかということ、企業としても責任を持つて調べて、これはコンビナート法にその報告はありましたか。つまり十年に一回ですね。その間にタンクが沈下したりあるいはいろいろな故障が起きます。これは報告しなければなら

せんね。それはどういう方法でしたか。○田中(和)政府委員 外部から観察して不等沈下がどの程度進んでいるかという検査については、自主検査については毎年行つて去年の五月に通達を出しております。いま五年とか十年とか申ししたのは、中をあけて、何カ月もタンクを遊ばせて、中のひずみぐあいなんかを検査するのが十年に一遍ということでございます。毎年毎年このひずみぐあいを追つて、そのひずみぐあいがひどければ、不等沈下の程度がひどければ、一定の基準をこしらへまして、千トン以上のものは先ほども申しました義務的な保安検査の対象にしよう。定期検査は十年に一遍で二万トン以上、それから不等沈下等がひどい場合の保安検査の方は、千トン以上のタンクについてその基準をこしらへてその都度やろう、こう考えております。

○多田委員 そこで、こういう意見もあるのです。検査協会も結構だけれども、たとえば消防学校も持っている、あるいは研究所もある、一定の研究機関も持っているわけですね。そういうことを考へてみても、消防庁なりが直接一定の機関をつくつてやつた方がいいのではないかと、意見もあるのです。確かに消防は機関委任事務であつて地方自治体に任されてゐる。あるいは国の行政の性格からいつても、すべて国がこういう部面をやらなくちゃならないというように私も硬直化した考へはないけれども、たとえば炭鉱とかメタル関係の場合、鉱山保安法という法律があつて、直接国が監督官をもつて調べていくというものもあるのです。これだけコンビナートの事故が多くなつて一たん事によつては大災害を起すという場合に国が直接やるということが適切ではないかというふうに私は思ふのですが、これが今回検査協会という特殊法人をつくつた、こういう公法人をつくつた、その理由は何でございますか。

○松浦(功)政府委員 ただいま御指摘をいただきましたように、こういう重大な国民の災害につながるタンクの保安という問題について、先

生御指摘のように国の手でもって責任を持つてやるというのは一つの筋の通った考え方であらうと私も思います。ただ、消防業務というのとにこれを含めるということになりますと、地方自治という観点と国がやるということとが衝突をするわけになります。いろいろ考えましたけれども、彼此勘案をいたしまして、やはり市町村にこれらの業務を権能を持たせる、機関委任事務ではございませうけれども、権能を持たせてやるということが自治省の立場としてはより好ましいという判断に基づいて市町村に機関委任事務として権能を与えるということにいたしましたわけでございます。その結果逆に今度は問題が起つてまいりますのは、市町村に果たしてそれだけの技術能力ありや否やということが問題になります。そこで、地方公共団体の機関委任事務にした以上、国の機関を別につくるわけにはまいりませんので、協会をつくって、そこに日本全国の中で考え得る最高の技術人を集めて、そこで実質的な審査をするという形で市町村の権限が実行できるようにしたらどうだろうかという考え方で、こういう結論に立ち至ったわけでございます。さらには先ほど来申し上げておりますように、個々の市町村で、それだけのものを十年から十年かれば優秀な職員が集め得るあるいは養成し得ると思ひます。しかしそうなりますと、各市町村で相当の職員数を抱えなければならぬ、財政的にいろいろ問題も起つてくるというのを考えまして、一応こういう機関でやる方がより経済であり、全国統一という形で事実を審査していくにもより適当であらうという判断に立つて、この協会を法律で認可法人としてお許しを願いたいという形を考え出したわけでございます。

○多田委員 どちらみち企業から手数料を取って、そして自治体がトネルみたいになって、自治体が払っていくというのであれば、この分野については国が一定の直接介入をしてやってもいいのではないかと、私はこう思うのです。同時に、長官のおっしゃったように地方自治体にもっとその面

での権限を強めていくあるいは能力を強めていくということも私は一概に否定はできない。私どもでできるだけの面でも地方自治体の自主的な能力を強めていきたいというように考えているのですが、それだけにちょっと不安になりますのは、検査協会の検査結果によって、行政責任は地方自治体が許認可権を持つわけですから、やるわけですね。しかし科学的な判断の能力がない、だから協会を信頼せよ、こういうことになるのですが、信頼しないわけではいけないけれども、地方自治体としても一定の科学的な判断を持つ根拠がないというのと、ともかく協会の言うことだからこれは信頼しろ、そして認可を与える、どうしてもこういうことになつて来ますので、どうして、どうして、将来地方自治体にもそういう能力を与えていく、現に川崎や横浜なども一定の研究者を入れていつていわけですね。全国の市町村にすべてそうということとは無理で、全国の市町村にすべて重要なコンピナートを持つていける地方自治体の場合、その能力はやはり将来持つていかなければならぬという場合、持つていけるところは結構です、複数の技術者を持つてない市町村に持たせるといふことですね。そして検査協会の検査を、やはり自治体としても独自の、一定の判断する能力を持つ。その場合足りなければ、あるいは消防庁なりで意見を聞いても結構だと思ひます。なぜなら、特殊な法人といつてもこれは政府の機関そのものじゃないわけですからね。だからやはり一定の疑惑の目を持つていけることはあり得ると私は思ひます。よ。そういう意味で将来、大きなコンピナートを持つていける地方自治体にそういう複数のいわば検査官といふか、技術者を置く必要があるのじゃないか。そしてそれを国が、自治省でもめんどろを見ていくということをしただけでいいというふうな思ひますが、これは私個人の意見じゃないのです。多くのコンピナートを持つていける市長なんかからよくそういう意見が出るのです。これはどうでしょうか。

○松浦(功)政府委員 先ほどの山田先生の御質問にもお答えをしたつもりでございしますが、非破壊検査のために赤外線を持つていつて実際にやる、そういうことは協会がやつて技術的な判断を結論として出す、それが一番経済的だろうと私は申し上げたい、また適当だろうと申し上げたい。しかし、その検査の結果がどうであつたかというところは、数字で報告があるわけでございます。数字あるいは言葉で報告があるわけでございます。それに疑問を持つて、果たしてそれが正しいかどうか、これを大丈夫かどうかという判断をできる人間が地方公共団体の消防機関に育つていくということは、私どもとしては絶対に必要だと思つております。それは必要だと思つております。したがって、先ほどのお答えにも申し上げましたように、なお実施までやれる職員が本場に地方団体が確保できた場合には、協会に委託しなければならぬという法律はないわけでございます。「することができ」と書いてあるわけでございますから、一切協会の手を離れて地方団体が実際に技術の審査も、最後の判断もするところまでいつても法律的には一向に差し支えないわけですね。ただ、私も申し上げていける、そういう疑惑の目をもつてと申しますか、批判的な目をもつても一回見直してみろという職員が絶対に必要であるけれども、根つこの方の道具を持つていつてどうだあるいはどれだけだということになるのをルーチンワーク的に協会が全部技術の検査をするわけでございます。そういうものは協会に任せておいて、協会自身がきちんとした検査をする限りにおいては、そのデータを信用して、それをもとにしてイエスかノーかの判断を地方公共団体にしたいだけ、そのための職員は、先生がおっしゃられるようにこれから地方公共団体に養成をしていくということはどうしても必要であるというふうに私も考えております。

○多田委員 ぜひそういう方向で地方自治体もひとつ指導をしていただきたいと思うのです。そこでもう一つは、第三にわれわれが心配になるのは地方自治体の負担の問題です。ここでも超過負担の問題が大きな問題になつていけるわけですから、検査協会も初年度一億八千万ですけれども、何か出発するということ、しかも協会自身がこれを手数料その他でやつていくということになって、さきの議員もそういう質問をしておりましたけれども、水島で去年でしたかな、許認可料、危険物も含めた許認可の手数料が一万七千から入つておられないのです。これをこの間皆さんから聞きまして、いままでの手数料六千円を大幅に引き上げていくということですが、それだけでも、手数料をどれくらいに考えているのですか。先ほど二万キロリッターで七十万ということですが、それから千キロリッターで七十万ということですが、それでも、その辺の計画ですね。つまり先ほど議論になつた備蓄三十日分ということ、これからできるタンクもあるでしょう、既設のタンクもあるでしょう。大体これは年間どれくらいタンクを処理する能力と、あるいは処理しなかつたままにないタンクがあるのでしょうか。

○田中(和)政府委員 先ほど申し上げましたように、過去のタンクの建造の状況それから将来の見通しいろいろ勘案いたしまして、一応六百ないし六百五十基が新しく一年間に新設になつてこようというのを仮定をいたしまして、それともタンクの大ききごとと検査の態様も変わつてくるわけですから、その検査の仕方その他を考へて、ざつと必要な金額を積算していくというふうなことで考へておるわけでございますが、そのほかに、過去に建設した分の定期検査あるいは保安検査といふものを、どれくらい年数をかけて十年に一回の定期検査をやるかということが今後の検討課題でございます。四、五年先あるいは五、六年先には、その年に十年経過したものの一萬トン以上について定期検査をやるということになります。それまでの間どういうふうな割り振りで既設の分についての定期検査あるいは保安検査をやつていくかということ、必要な陣容についても若干変わつてくる。最初の年度において十分な充足ができれば、二年度、三年度にそれをずらして考へるというふうなことで多少の操作を考へた

い、こういう計画を一応立てております。

○多田委員 どうもその程度だけでは、私はまだ余り納得できないのですが、皆さんは相当自信あつて、こういうものを提起されたと思うのですけれども、一番心配なのは、一つは地方自治体がこれによって超過負担がでますと、またこれにどうしても消極的になる。ですからその辺、地方自治体に全く超過負担がなく、本来に來た金がトシネルになつていくのか、それとも逆に地方自治体に一銭でも余分に手数料の事務経費を含めて残るのか、これはどうなんですか。

○松浦(功)政府委員 消防関係の一般の手数料については、私もできるだけ早い機会に引き上げを図りたいと考えております。それはそれとして、今回のタンクの検査手数料は、市町村が取ります手数料、たとえば、一万キロリットルで仮に百万円の手数料を取るといたしますと、協会への受託手数料は——これはこれからと詰めますけれども、八十万でございまして、八十五万でございまして、こういう決め方をいたします。したがって、取った手数料の全額を受託手数料として払わないで、自分の方に幾らか金が残る、それで技術的な報告をもらった場合の最後の判断の経費にそれを使つてもらうという考え方をとつてまいりますので、市町村に超過負担というような考え方が出てくる余地がないというふうに私は考へております。

○多田委員 もう時間が來ましたので。

それから、もう一つこれはやはり不安に思うのは、この種の協会なり法人の業界とのなれ合いという問題なんです。相手が大きな企業が多いですから、これが一番問題だらうと思うのです。それをチェックする上で幾つかの問題もあるだらうと私は思うのですが、一つのチェックの問題として、たとえばタンクを持つてゐる地方自治体の議会が、その協会の調べた資料、これの提供を求めたときには、これは提供していいのだらうと思ひますが、これはどうですか。

○松浦(功)政府委員 法律的には、ただいま先生御指摘をいただきましたのでございますが、機関

委任事務というたてまえになっておりますので、長限りの問題であつて、議会が——法律的にはどう意味でございまして、介入するといふ余地はあり得ない。これはただ法律の見解でございまして、その辺のところはそれぞれの地方公共団体が適切な措置をとつていくといふことによつて処理ができるだらうといふふうに考えます。

○多田委員 確かに機関委任事務ではありませんけれども、しかしその調査しているのが、仮に大臣が許認可権を持つ特殊法人だとして、そしてまた公務員の一定の守秘義務というものの法律では課せられておりますけれども、しかしこの点は相当弾力性を持っておりますのではないかと、この点に私は思ひます。なぜなら当然協会が一定の科学的な根拠に基づいたあるいは技術的な根拠に基づいて調べた数値の問題ですね。しかも数値の問題で、それに対して地方自治体がまた手数料も払つていくという問題、当然これは地方自治体の予算にも関係してくる問題ですね。しかも同時に、大きな社会的な問題とも関連してくるという意味で、これはひとつ協会の資料については地方自治体の要望に沿つて出せるような、そういう指導を強めていただきたい。これは首長が断固としてだめだということになつてくるとあれなんです。この辺どうですか。幾ら機関委任事務だと言つてもあれです。

○松浦(功)政府委員 いずれにしても受託手数料を払つて、資料そのものは長に行つておるわけでございまして。それから先の問題でございまして、法律的には機関委任事務である以上、議会にどうこうといふことを、法律的な見解として申し上げることは私どもにはできないわけでございます。

○多田委員 それじゃもう一つ、このチェックで理事長だとかそのスタッフの構想というものはおありなんですか。

○松浦(功)政府委員 職員の数がどのくらいとか、そういうようなことは資料として差し上げてあるつもりでございまして、また役員の数は法律

に明記してございます。しかし国会において御承認をいただきました後でこの問題は構想に入らないといふけないといふつもりで、具体的な構想は現在持ち合わせておりません。

○多田委員 検査協会で、その検査協会の内部の役員がまたほかの企業との関係を持つとかいふことで、ずいぶんいろいろ不明朗な話を私は耳にしているのです。そういう意味で、この人事については極力企業との関連を持たせない厳正中立であるとか——これは余り天下り人事はよくないです。そういう意味でひとつ厳正にやつていただきたい、こう思ふんです。一番心配なのはここなんです。企業に対してどれだけの厳しい態度でこの協会が臨んでいくのか。そして誠実な資料に基づいて地方自治体はその資料を出してくれるのか、これが一番問題だと私は思ふんです。ですからその辺の保障について、繰り返し、協会のスタッフの選定その他に十分意を払つていただきたい。

それからいろいろな検査基準その他を協会がこれからつくりますね。協会はつくりますか。○田中(和)政府委員 技術基準は国がつくるわけでございます。その技術基準に基づいて審査事務規程というものを大臣の認可を得て協会がつくる。その大臣の認可を得て協会がつくります審査事務規程というものは、国が定めた技術基準に沿つた内容のものでつくつてもらうということでございます。

○多田委員 時間が來ましたが、私一番ひっかかりますのは、いま長官も資料をなかなか機関委任事務で云々と言われておりますけれども、もちろん市町村が金で買った物は配るでしょうけれども、出された資料が本当に例のお役所式で、何枚かの紙に資料と書いて大丈夫でございまして。それじゃ本当に大丈夫なのかという、もっと究明できる資料を本当に出してもらわないと、地方自治体としては安心できないし、議会がそれに関心を持つのは当然なことだらうと思うのですが、その辺どういふ報告をされるのでしょうか。

○松浦(功)政府委員 どういふ点を技術基準として定めるかは、先ほど次長がお答え申し上げまし

たように消防庁で決めます。その一つ一つについてどうであつたかといふことを協会から、受託料をいただいで委託をしていただいた市町村に対して報告をする義務があるわけですね。それはただいま御指摘をいただきましたように、できるだけ詳細に御報告を申し上げることが協会としての当然の務めであらうかと思ひます。また機関委任事務であるからといふことを申し上げたのは、法律論として私はお答えを申し上げておるわけでございます。たとえばある会社のタンクを検査をいたします。その結果の報告をもらつて市町村が不許可にした。なぜ不許可にしたかといふことは、これは機関委任事務であらうとも議会で取り上げられて違法だといふことはないわけでございます。その場合には当然報告書の中に、こういう点に不備があるから不許可にしたのだというようないふやうな理由が自然に行われることにならうかと思ひます。法律的にと詰まれますと、議会に提出するといふことは機関委任事務であるから不可能だといふお答えを申し上げてゐるわけでございます。こういう国民の災害に関する重要な問題でございまして、法律の見解は見解として、実際の運用に当たつては、法律を犯すという形にならないやうな形で各地方公共団体の長がこれを取り扱うといふことについてわれわれがとやかく容喙すべき問題ではなからう、こういうふうに考へております。

○多田委員 私の質問はこれで終わりますけれども、林委員からちょっと……

○小山委員長 関連質疑を許します。林百郎君。

○林(百)委員 関連して。

松浦さん、ごく常識的なことをお聞きしたいのですが、この協会の経理ですけれども、大抵初年度から次年度にわたつて人件費だけではこれはいけませんし、いろいろの近代的な施設も持たなければいけぬのじゃないかと思ふのです。そういうような経理内容はどうなりますか。

○松浦(功)政府委員 この協会は御承知のように受託料収入を財源として動く協会になります。

実際にそれでは経費の方はどうなりますかとい
ますと、やはり一番重要な部分は技術者の人件
費、これは技術料でございますから人件費になっ
て仕方がないわけでございます。そのほかには、
余り高価な膨大な機械は必要ないでございま
すが、非破壊検査等を持ち歩きできるように機
械を備えておいて、それを持って出かけていく。
そうなりますと、職員の旅費がかかってくるわけ
でございます。向こうへ行つて飯などごちそうに
なるなんていうことはもつてのほかでございます
から、きちんとやはり旅費も支払う。こういう形
になりますと、事務所の運営費と人件費と旅費と
いうものが中心になるかと思ひます。先生がお
っしゃられるような高度の機械、もちろん千万と
か二、三百万とか、そういう機械は何台か要するの
だろうと私も思ひますけれども、何億というよう
な機械を持たなければならぬという協会ではな
いわけでございます。その辺を御了承いただき
まして、われわれが、必要なものは全部積算をい
たしまして、十分賄えるだけの受託手数料という
ものを決めて、財政の基盤を当協会について喪失
しないように十分配慮をしていきたい、こう考え
ておるところでございます。

○林(百)委員 もう一問。

松浦さんは財政局長をやつていまして、当時非
常に厳しい御指導と申しますか適切な御指導と申
しますか、おやりになったのですが、先ほどか
ら、自治体自身もこの協会の調査結果をうのみに
するのではなくて、できたらそれに対して見識あ
る判断のできるような人を持つことが好ましい。
これはなかなかむずかしいことなんですか。これ
ね。そういう高度な知識を持った人が行くという
ことになりまして、これは相当の給与を払いませ
んとそういう自治体へは来ない。そうすると、昔
よく松浦さんがおっしゃったラスパイルスとか
なとかいうことで、それとの関係が出てきますけ
れども、そういうことは、今度消防庁の長官にな
られたので、そういう任務を持った技術者に対し
て、その技術者を遇するに足るだけの人件費を出

すという問題については、財政局長をやつていた
あなただけにどういうふうにお考えになるのです
か。私もあなたのおっしゃるようによくに、協会から来
た、ああ、それじゃそれと、まあ恐らく自治体
としてはそういう人がちだと思ひますけれども、で
きたらやはり自治体で見識のある判断をそれに加
えられるような人がもしいたら置きたいと思ひ
ます。それは自治体の規模にもいろいろあります
けれども、そういう場合に相当の待遇をしてやら
ないと、そういう人が地方自治体だから来ないとい
うことがあるわけですが、そういう場合
の人件費とラスパイルスとの問題いろいろありま
すけれども、そういう地方自治体の経費との関係
と、あなたの考へていらっしゃるそういうアイデアとの関
係はどうなるのでしょうか。

○松浦(功)政府委員 現在民間におります高度の
技術を持った者を地方公共団体の消防部局へいき
なり持つてくるということとは、実際には内部の円
滑を欠くことになりまして、簡単にはいかない
と思ひます。

そこで、たとえばきのうも東京都の消防総監と
もいろいろ話をしておつたのでございますが、東
京都ではすでに地質あるいは建築というたような
技術者をすでに養成を始めております。これは
時間がかかりまして、現在そういう特殊な者を十名
単位で何か養成をしているというふうなお話もご
ざいました。そういう方向になっていくのじやな
からうかと思ひます。当消防庁におき
ましても、去年の予算でいろいろ先生方の御協力
を得て従来にない増員を見ることができたわけ
でございますが、すでに本年度大学出の上級職に
合格をいたしました技術屋さん、建築でございま
すとか地質でございましてかこういう方五名、当
省においても採用いたしております。したがつて、
各自自治体でもそういう形で消防当局にそういう
特殊な資格を持った方を御採用になつておるよ
うでございます。これが時間がたちますれば、非
常に高度の技術を身につける。また身につくよう

に私どもの方の技術者の指導もそこへ援助をして
いく、こういう形にならうかと思ひますのでござい
ます。したがつて、別にラスパイルスの問題は余り
心配しなくても、国家公務員の給料でもちゃんと
入つてきていただける方がおりますので、その議
論はひとつここでは御容赦を願ひたい、こう思ひ
ます。

○林(百)委員 この協会に対して多田さんも質問
されたのですが、私たちの党としては、できたら
消防庁の機構の中にでもそういうようなものを持
つて、そしてこの協会の任務にかかわるような機構
を持つたらどうかという意見も大分強くなつたわ
けです。それは企業からの中立性それから公務員
としての厳正な職務の遂行というような面からい
つてその方が好ましいのじやないかという意見も
あつたわけなんです、いろいろお聞きします
と、協会というものが消防庁としても検討した結
果の結論のようでございます。そこで、この行政
指導の面では直接的には消防庁が行政の責
任を負うと思ひますが、その点と、そして消防
庁としてはその協会に対して将来どのような行政
指導を行うというところをお考えになつてい
るか。

○松浦(功)政府委員 私は、自治大臣が監督権を
持つておりまする協会でございます。実質的には
消防庁で責任を持つということになります。注意
すべき点は二つあると思ひます。
技術基準等についてわれわれが常に技術の進歩
におくれないように把握をして、時代の流れと
ともに技術基準を高度にしていく、それを十分理
解をさせて、技術的に高い水準を持った職員の集
団にしたいということが一つ。もう一つは、先生が
御指摘になられました中立性、いやしくも業界の
方に顔を向けたような姿勢がとられないという点

を強く当省としては監視をしていくという、この
二点を忘れないでまいりたいと思つております。

○林(百)委員 結構です。

○小山委員 午後二時三十分から再開すること
とし、この際休憩いたします。

午後一時十分休憩

午後二時三十分開議

○小山委員 休前に引き続き会議を開きま
す。

○小濱委員 消防法について順次御質問をして
続行いたします。小濱新次君。

消防法の一部を改正する法律案について質疑を
続行いたします。小濱新次君。
○小濱委員 消防法について順次御質問をして
いたしたいと思います。大臣時間の都合があるよ
うですから、最初に二点ばかりお伺いをいたして
おきたいと思ひます。

まず水島事故を契機といたしまして貯蔵タンク
の本体、基盤、防油堤等の安全性がいろいろと問
題視されております。従来の個別的規制から面的
規制の対策を立てる必要性から、昨年度コンピ
ナート防災法が成立したわけでございます。それ
に伴つて今回消防法の改正が行われるわけござ
います。この改正で関連法案は完璧と見るべき
かどうか、またその他問題は残るのかどうか、そ
ういう点がこれは非常に基本的な問題になります
が、私どもの疑問視するところでございます。こ
で、自治大臣から御答弁をいただきたいと思ひま
す。

○福田(一)国務大臣 お答えをいたします。
御案内のようにただいま御指摘がございました
が、七十六国会で成立しました石油コンビナート
等災害防止法及び今回の消防法の一部改正法案並
びに今国会に提案されている海上防災について規
定した海洋汚染防止法の一部改正法案などにより
まして、コンビナート地帯の防災体制については
一応、これは一応でございますけれども、法律的
には整備は終つたと考えております。しかし技
術革新の激しいコンビナート地帯のことを考えま
すと、将来に向かって完璧であるとは言えないと

大臣に、最後にもう一点お伺いしておきたいと思ひますが、コンビナート防災法がまだに施行されていないわけでございます。この法施行の最終日は六月十六日、このようになっているわけでございますが、一日も早く実施しなければならぬわけではなく、この法案が、いまだ施行されない理由は何であるのか。やはり常に備えあれば憂いなしで、この問題の一日も早い施行日をわれわれ期待を持っているわけでございますが、そういう点でいまだ施行されない理由は何かということが一点と、もう一点は、今回のコンビナート防災法の今後の運用に当たつての自治大臣の御所見、これもあわせてひとつお答えをいただきたい、このように思ひます。

自治大臣 結構であります

○松浦(功)政府委員　ただいま大臣から御説明がございましたように、いろいろ政令、省令にゆだねておる分野が非常に広いわけでございます。それが技術面の問題で、しかも広範多岐にわたりますために、いろいろと各省とのバランスあるいは各省との詰め、こういった問題に手間取っております。まして、おしかりをいただくような羽目になりまして、申しわけないと考えております。しかしこの問題は余り拙速で飛び出ますと、また各省間の行政指導に乖離ができてしまいます。その辺のところを慎重に詰めておりますが、御指摘をいただきましたようにきわめて重要な問題でございますから、できる限り早急に発足をしたいということとところで、現在関係各課の職員は相当夜遅くまでこ

○鈴木説明員　お答えいたします。

昨年の国会の当委員会におきまして、石油コンビナート防災法の制定審議の際に附帯決議をちょうだいいたしました。その内容もすでに御存じのとおり、海上においても早く防災体制を立てるという御指示をいただいたわけでございます。それに伴いまして、私ども昨年の国会以来、鋭意新しい法律の制定に努めてまいりました結果、いま先生御指摘のとおり、海洋汚染防止法の一部を改正して、海上の防災体制の確立を図ろうということになりました。関係省庁との審議も済みまして、去る七日の運輸委員会の採決をちょうだいしたわけでございます。その中で先生いま御質問の、陸上と海上との接点についてどういうふうな対処をしておるのかという点につきましては、私ども五つぐらいの対処をして万全を期したつもりでございます。

まず第一番目は、危険物を排出したりあるいは火災が発生した場合に、それが海上に及ぶような

ときには、陸上のそういう施設の管理者からも海上保安庁事務所の方に早急に通報していただきたいという規定を四十二条の二あるいは四十二条の三として新しくつけ加えたわけでございます。

それから第二番目の点につきましては、陸上の消防機関との関係でございます。これは実は先生御存じのとおり、戦後二十三年ごろ、ほぼ時を同じくいたしまして海上保安庁あるいは消防庁が発足したわけでございますけれども、そのとき以来、私どもの方と消防庁の方とでいろいろ業務協定を結びまして、いわゆる陸と海との接点の防災対策、消防対策というものについていろいろと協力、実施してきたわけでございます。ところが今回この法律を制定するにいたしまして、それをさらに前向きに進めて、しかも従来協定でやっておったのを、むしろ法律の方でちゃんと書くことによりまして、その間の関係をはっきりさせようというところに相なりまして、今回四十二条の九という規定を設けたわけでございます。その内容は、岸壁に係留しておる船につきましては、主として消防機関がやる。それから消防機関がないときは、海上保安機関がそれに出動していく。それから海上にその他の船すなわち海上にありますが災害につきましては、まず海上保安の機関がやりまして、海上保安機関がないときは海上保安機関が消防機関に要請したときに陸上の消防機関に出ていただくというふうな、相互の執務体制というものを四十二条の九ではっきりと確定したわけでございます。

それから第三番目の問題点につきましては、一般的にそういう場合に海上保安庁と消防との間で相互の連絡あるいは協力を緊密にしなければいけないという規定を一条、四十二条の十で設けました。

それからさらに第四番目は、これは従来もいろいろと計画は非常にプライベート的な意味での計画を持っておりましたけれども、法律ではっきり

と排出油防除計画というものを決めまして、それを決めるときには消防機関の御意見も十分よく聞いた上でその排出油防除計画を決めるという規定を四十三条の二で置いてございます。

それから最後に五番目といたしましては、非常に災害の起こりそうな危険な各地域に排出油防除協議会、これは油が出た場合だけを中心と考えておるわけでございますけれども、排出油防除協議会というものを法定しまして、陸上のそういう機関の人たちにも入っていただいて、ふだんから常時そういうものを連絡をとり合っておくというふうな措置を設けたわけでございます。

以上申し上げましたような五つの措置を講じまして、私も消防庁とも十分御協議の上に、これでもって十分の体制がとり得るというふうに自信を持ってございます。

○小濱委員 陸海の接点の防災体制、非常に複雑な事件発生時の様相というものが、私もには想定されるわけですね。そういう点でコンビナート防災法をつくった際に、これは陸海一体化というところで大いに強調し、そしてただいまのような海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、これができ上がったわけですね。

つくっただけではこれは意味はありません。したがって、幸いまだそれらしい大きな事故はありませんが、東京湾でこの種の災害が起こったときにはどういう結果になるであろうかなというところ、私も東京湾内の実態というものを頭に描きながら、たとえば横浜には三千隻からの湾内で働いている木造、鉄製の船がある。あるいは川崎にも二千隻以上ある。こういう実態が各港にあるわけですね。これを曳航避難するといつたってできるわけないんで、そういうことの最悪な事態を想定するということが、したがって海面火災になれば、また特に悲惨な状況というものがこれは当然起こってくるわけですね。そういうことから、ぜひひとつこの運用については私ももっとも研究をしていただいて、そしてより効果的な結果を生んでいただきたいと心から念願をして

おるわけでございます。この問題については運輸委員会でも相当議論をされました。データも見せてもらいましたので、これ以上はお伺いしませんが、どうかひとつコンビナート防災法との一体化というところで、そういう意味での今後の御努力をよろしくお願いを申し上げておきたい、こういうふうに思います。海上保安庁結構であります。

これは長官にお尋ねをしておきたいと思いますが、この法案が成立した後、政令、省令で定める保安基準は大地震にも耐えられるものか、またどの程度の地震を想定しているのか。むずかしい御質問かと思いますが、この問題については私もその点についてお答えをいたしたいと思います。

○松浦(功)政府委員 先生御自身むずかしい質問でとおっしゃられているように、お話し承りまして私も明確な答えがなかなかできかねるものが率直な実情でございます。特に、どの程度の地震が来たかどうかだけの被害が起こるかどうか、どういふ影響があるかどうかということについては、これは本当に研究をなさっておる方々の意見としても、こうであるという確かなものはないようでございます。しかしわれわれとしては、地震が起ることというのを前提に物を考えなければならぬので、いまのところ考え得る範囲では相当程度の地震に対して効果があるだろうと考えられるものは取り入れていく、こういう方針で臨んでおるつもりでございます。

先ほど大臣からお話ございましたように、この種の技術開発というものはどんどん進んでまいります。進んでまいりましてそういう一つのいい結論が出てくれば、これをどんどん取り入れていくという方向で基準自体も改めていくという態度が現在消防庁としてとるべき態度ではなからうか、こう考えております。非常に抽象的なお答えで申しわけございませんが、マグニチュード幾つまでは耐えられるかという御質問に対していいかげんなことをお答えを申し上げることはまことに

失礼に当たると思いますが、それほど自信を持ってお答えできないというのが現在の実情ではなからうかと思っております。

○小濱委員 先日、NHKのテレビを見ておりました。これはニュースでしたけれども、警察庁に大地震のための災害対策官を設けたという話がありました。この報道を見て、宮城県の前長が担当官ということで本庁へ来て、これは警備の方でしようか、警備局の方に入って努力をしているという、その報道を私見たものですから、非常に関心を持ったわけでございますが、けさの新聞を見ましたけれども、けさの八時半のテレビのニュースを拝見いたしました。大変に関心の深いことが報道されておりました。十三日の東大で開かれた地震学会で、昨年四月九州地方を襲った大分県中部地震の体験者一万五千名を対象にアンケート調査を行った結果が発表された。このアンケート調査によると、その内容が新聞にも出ておりますが、震度三、これは弱震ですが、非常にこわかったという人が震度三で出始めたという。震度四で絶望的になったと答えた人も出始めた。震度六、烈震ですが、ここでは絶望的と答えた者が約半数いた。大分県の地震は六・五ですが、これはもうほとんど全員が絶望的、こう答えた。こういうことで、恐怖の余り逃げた道順も覚えていないし、無意識、本能的な行動に走った人は、震度四で数%。六・五では、ほぼ全員が夢中で、そのときの様子、どのような行動をとったか少しも覚えていない。消防庁でもいろいろ予算をかけてPRもしております。テレビを通して努力をしておられることはよくわかるのですが、六・五になるとその効果がさっぱり出なかったというデータが今度、学会から発表になったわけですね。そういうことから結論して言えば、六以上になると、これはもう本当に対策以外にはない。事前の対策か、事後の対策なのか。PRをしても、震度六の中で、それがス管だ、あるいは火の元を、あるいはまた貴重品を、こういう意識はとも働かないというのですね。もう御婦人は震度四でだめだ。男でも六まで

が限度である。六・五ということになると、無我夢中で、ただ避難することの意識だけだ。何を持って出たかわからないというのが実態のようでした。

そういうことから、私は、これはやはり何といつても第一線で活動しておられる消防庁が、その衝に当たっておられる立場から、ぜひともひとつより以上の御関心を持っていただきたいし、御努力をお願い申し上げたい、こういうふうに思っています。御質問をしているわけですが、常に本省の御努力の一端をわれわれはよく承知しておりますので、これ以上は何も申し上げませんが、これは強く要望しておきたい、このように思います。

さらに長官にお尋ねをしておきたいと思いますが、消防施設強化促進法で、コンビナート地帯の補助率を三分の一から二分の一に引き上げたわけですが、問題は消防の資機材の補助率にあり、私もこれはこう見ております。この補助率と実際の価格はどのような実態になっているのか。さらに、資機材購入の地元負担についてはどのように考えているのか、この点について。

○松浦(功)政府委員 ある程度調査ができておりますが、代表的なもので申し上げてみますと、消防ポンプのBSI型、これは補助率が三百六十万でございます。補助を受けた団体の平均契約単価が四百十六万。これが実勢単価であるとするならば、三百六十万に対して一五・六%の超過負担がある、こういう結論になります。ところが、これを調べてみますと、安いものでは三百二十一万ということで契約をしておるものがございます。そうすると、補助率より実は安く納めておるわけでございます。一%ばかり下回っておるわけでございます。そういう意味からいいますと、決して完全だとは申し上げかねますが、消防の補助率についての実勢価格との乖離というものはほとんど解消されておるといふふうに私は考えていいのではないかと存じております。しかし、これからの経済の動向によって値上

がりもあると思うのでございまして、常にこの程度の水準を保ちながら、実質的に地方団体の超過負担が生じないように努力をしていくということは当然のことであるかと思っております。

なお、裏負担の問題につきましては、これまで起債の充当率を大体七割程度というようになことでやっておったのでございまして、こちらに参りまして、地方財政のいろいろな問題もございまして、充当率をできる限り引き上げてもらうというところで財政局と現在折衝いたしまして、相当起債充当率を引き上げてもらうことにいたしてしております。

なお、起債充当率を上げます場合の裏負担は、実勢単価と補助金との差額についてかけますので、実際問題としては財源措置は十分にいく、こういうふうに私どもは考えております。

○小濱委員 消防庁からいただいた「昭和五十年度主要消防施設の補助基準額と契約金額の比較」というのがございます。これを見ますと、いま長官の言われましたように、契約高が補助基準額よりも非常に少ない面も確かにある。もちろん、多いのが圧倒的に多いのです。

そこで、私もちょっと疑問になったので調べてみたのですが、はしご車、三十八メートル物で、五十年度の補助基準額Aというのが約六千万円出ているのです。ところが、契約単価平均Bというのが五千八百二十六万六千円。これはマイナス二・九%。約三%ぐらい少ない。そこで、私は、川崎に四十メートル物が一台あるわけですが、これは幾らかかったのかと聞いたら、これも五千七百八十万円だという。それじゃ、あなた、補助基準額の方がはるかに多いじゃないかと言ったら、そうなんです。これで自治省さんは、消防庁は大分おいきりになっているんじゃないでしょうか。と言っていました。この点は頭が上がりません。しかし、私は、なぜ契約高が少な(か)いのかということについて少し調べてみたのです。そうしたところが、五十年に確かに単価が上がったのです。ところが、この実態を調べていきま

すと、地方財政危機で事業執行を取りやめた、そういう自治体が大分あるわけです。そうすると、その整備品をつくっている会社が、もう仕事を休むわけにもいかないの、安くとも仕方がないというところで契約を結んだという裏話が、長官、出てきたのです。私は、なぜこういうことを申し上げるかというと、消防庁は、どうだ、こうおいきりになるだろうけれども、本年度は新しくコンビナート法案が通ったわけでしょう。そうすると、企業が義務づけられたいわゆる整備をしなければならぬ、そういう責任から当然発注ということになってくるであろう。こういうことになれば、また業者が大幅にいままでの様子とは変わった態度を示してくるのではないかと。こういうふうになってまいりますと、この補助基準と契約単価の問題が、いまはこうなっているけれども将来はこうにはなりませんよ、こういうふうには私は見ているわけなんです。そういう点での長官のこれからの御配慮、御努力というものを要請したい、こういうふうに思っています。データをいただきたまいましたので、この点についてのお考えをひとつ示していただきたい。

○松浦(功)政府委員 先生のおっしゃられるような一面があったことは確かであろうと私も存じております。決して消防庁はいばるつもりはございません。ただ、消防庁も自治省でございまして、超過負担を出してはいけないということを各自自治体にお願ひしているところが、先生方にお答えもできないような超過負担を出すことは申しわけないということ、単価についてはこれまでも努力をしまいたるところでございまして、したがって、こういう傾向を十分把握しながらいささし上げた程度の資料を毎年差し上げて御納得をいただけたら、今後とも十分注意をしていくということとは当然であるかと思っております。本年度も単価、若干アップしておりますが、来年度等についても、これらの事情を勘案しながらこの程度の結果が出てくるように私どもとしては配慮してまいりたいと考えておりますので、御了解をいただきたいと思います。

○小濱委員 財政局長を長く勤められたお立場から自治体の財政をよく御存じの局長ですから、ただいまの御答弁は、そういう立場から、内容を熟知した立場からの御発言と、このようにわれわれは受けとめ、これからの一層の御努力をひとつお願いしておきたい、こう思います。

先ほど、救急医療の確保という問題についていろいろ御発言がございました。これは私、大臣に質問しようと思ったのですが、大臣が退場されましたので、少しく厚生省にお尋ねをしていきたいと思います。

午前中答弁された方ですね。先ほどと重複しますから私は質問を割愛いたしますが、救急患者のたらい回しの問題点が一つございました。それから法律的にどこが責任を負うのか、また搬送した以後の法的規制は何なのか、こういう話がございます。これは、それで、もう一つ私が伺っておきたかったことは、いまの問題については割愛いたしますが、現在の救急病院についての法的規制は行えないのかどうか。私はこれを規制と一言言いたかったのですが、もう一歩強めて強制は行えないのかどうか。というところは、御存じのように、救急搬送業務は自治体が消防法三十五條の五で義務化されている。それから救急医療は厚生大臣の告示で定められ、一定の条件をしいた病院側の申し出による、まあ自由という立場に置かれておるわけですが、こういうことから非常に問題が多いので、この問題の一層の努力を払っていかねければならぬ立場の厚生省として、ぜひひとつ法的強制を行えないかどうか。これは岸本指導助成課長さんにはちょっと御無理かもしれないけれども、私、いまこういう意見を持っておるわけです。この点についてはどうでしょう、御無理でしょうか。

○岸本説明員 非常にむずかしい問題でございまして、住民の健康を保持したり保健衛生に関する事項を処理するということは、国の行政上の問題でもございまして、またあわせて地方公共団体の責任でもあるということで、それぞれの立場でこ

てお伺いをしておきたいと思ひます。大学病院も国立は二十七カ所のうち東大の一つだけというのですね、それから公立医大は八のうち四カ所、私立医大は二十八のうち十一カ所が救急病院になっている、大学は研究機関であるが、これについても救急指定病院にする考えが当然起つてこないぢやならない、こう私は見えているわけですが、国立大学病院でできない理由は何だろうか。これは前段の方は厚生省から、それから後段の方は文部省からお答えをいただきたいと思ひます。

○岸本説明員 先ほど申し上げましたように、救急医療というものは地域の中での積極的な合意に基づいて行われるということがその効果を上げる上で最も望ましいという形でございますけれども、その中で国立病院でありますとか公立病院、公的病院、こういう機関がその公的使命にかんがみまして積極的に救急医療に取り組んでいただくよう私どもとしてはかねてから強力に指導してまいったわけでございます。

厚生省所管の国立病院につきましては、その病院の性格から救急になじみにくいごく少数の病院を除きまして、すべて救急告示を受けているわけでございます。なお自治体病院それから公的病院につきましてもできるだけ多く、例外を除いて、もう全部救急医療に積極的に参画していただけるように重ねて指導をしていきたいと思つております。

そううことを踏まえて、自治体、公的の病院に對しましては地域の中で中心的な役割りを果たしている病院に對しての運営費の助成ということも行つてきているわけでございます。そのほか大大学付属病院等につきましても私どもこの救急医療に積極的に参加していただけるようお願いをしておるところでございます。

○齋藤説明員　大学付属病院が救急の告示を受けておるのは御指摘のように非常に少ないわけでありますけれども、特に国立大学の場合には国民の税金で設置されておるといふ趣旨からも考えて、私どもは救急あるいは地域医療に協力すべきであ

る。これがどの程度の額になるかよくわかりませんが、しかし、協会はそのほかにも、この法律で規定されておりますその他の業務もあるわけでございます。したがって、委託を受けて審査をする業務は財政的な基礎が一応あるといたしまして、その他の業務まで合わせましてこの協会が十分な機能を発揮するための財政的な基礎と申しますか、そういう面については十分確保されておるんでございましょうか。

○松浦(功)政府委員 付帯する業務が検査に伴いまして当然あるわけなんです、その付帯する業務あるいは職員の研修教育でございますか、そういったための経費というものは、当然協会に必要な経費として積算をすることによってこれを手数料にはね返していくという考えでございますので、そういったものを全部手数料で賄っていく、職員の研修などもしなければならぬということとは当然でございますから、そういう形で賄っていくつもりでおります。

○折小野委員 一つの考え方といたしまして、これらの財源を関係企業からあるいは負担金というように徴収をする、こういうようなことは考えてはおいでにならないのですか。

○松浦(功)政府委員 結局、先生の御指摘の考え方と余り変わらないわけでございまして、それらの業界が利益をどれだけ受けるかということはタンクの大きさ、数に大体比例をいたしますので、そういうことになりまして、手数料を取りましたほかに分担金をもうだいたいという思想よりは、もう手数料そのものの中にそういう思想もめり込ませて決めていくということの方がより合理的かつ簡明であるというのがわれわれの考え方でございます。

○折小野委員 考え方といたしまして私申し上げたいのは、結局検査あるいは審査の公正を期するという意味も十分考えて財源調達について御配慮いただく必要があるんじゃないかというふうに考えます。

それでは最後に、先ほど海上保安庁から御説明

がございました海上防災ですね、これがこの前の附帯決議の線に沿ってできたわけなんでございまして、消防庁として今後のコンビナート防災を一元的にやっていく、こういう体制が一応整ったのだというふうに考えます。もちろん、これは十分な連絡の上で今度の法律ができたのだというふうに考えますが、今後の運用についての消防庁としての所信をひとつ伺いをしておきたいと思っております。

○松浦(功)政府委員 海上汚染防止法につきましては、運輸省自体から当初お示しをいただきました案について、いろいろ当省にも疑問、意見がございまして、相当の時間をかけてまして、運輸省とよく腹を打ち割ってお話をいたしまして、当省の主張も十分取り入れていただいております法律でございます。したがって、両省の間に、海と陸の接点、ここで空き地ができてしまふ、すき間ができてしまふというようなことであつてはなりませんので、その辺はよく海上保安庁と連絡をとって、そこに問題が起きないように万全の体制を敷く決意でございますし、またやっていく自信を持っておりますので、そのように御理解を賜りたいと思っております。

○折小野委員 終わります。ありがとうございます。

○小山委員長 以上で、本案に対する質疑は終了いたしました。

○小山委員長 これより本案について討論を行います。本日は、別に討論の申し出もありません。

これより採決いたします。

○小山委員長 起立総員。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

○小山委員長 起立総員。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

○小山委員長 ただいま議決いたしました法律案に対して、高島修君、山本弥之助君、林百郎君、

小濱新次君、折小義良一君から、五党共同をもつて附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、本動議の提出者から趣旨の説明を求めます。高島修君。

○高島委員 私は、この際、自由民主党、日本社会党、日本共産党、革新共同、公明党及び民社党の五党を代表いたしまして、消防法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議を付したいと思っております。

案文の朗読により趣旨説明にかえさせていただきます。

消防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、最近における屋外タンク貯蔵所等危険物施設における事故の実態にかんがみ、危険物施設にかかる技術上の基準の整備及び消防力の充実強化をはかるため、次の事項について特段の措置を講ずべきである。

一 石油コンビナート等災害防止法をすみやかに施行し、関係法令の適切な運用とあいまつて防災体制の整備をはかること。

二 危険物保安技術協会の業務の執行にあつては、地方公共団体の長が行う危険物規制行政の迅速かつ円滑な執行がはかれるよう配慮すること。

三 屋外タンク貯蔵所の技術的審査の公正が期せられるようにするため、危険物保安技術協会の人員、特に、有能な検査員の確保に努めるとともに、協会に対し十分な監督を行うこと。

四 危険物施設の許可等の手数料及び危険物保安技術協会の受託料の額の決定にあつては、地方公共団体の新たな財政負担とならないようにすること。また、危険物保安技術協会の経営的基盤を確保するため、国は適切な配慮をすること。

五 石油タンク等にかかる災害を防止するため、屋外タンク貯蔵所の基礎、タンク本体等

に関する技術上の基準の整備をはかること。

六 近時における災害の多様化、大規模化ならびに地震災害に即応する防災技術の高度化をはかるため、消防防災に関する研究を一段と強力に推進すること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ皆様方の御賛同をお願いいたします。

○小山委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○小山委員長 起立総員。よって、高島修君外四名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。福田自治大臣。

○福田(一)国務大臣 ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重し、善処してまいりたいと思っております。

○小山委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称す者あり〕

○小山委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○小山委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十二分散会

昭和五十一年五月二十八日印刷

昭和五十一年五月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局